

平成22年6月15日から
平成22年6月16日まで

標 茶 町 議 会
第2回定例会会議録

於 標茶町役場議場

平成22年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月15日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
一般質問	8
田中敏文君	8
深見迪君	10
黒沼俊幸君	15
伊藤淳一君	19
平川昌昭君	22
報告第5号 繰越明許費繰越計算書の調製について	28
議案第33号 工事請負契約の締結について	30
議案第34号 工事請負契約の締結について	31
議案第35号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について	32
議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	32
議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	32
議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	32
議案第39号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	36
議案第40号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	37
議案第41号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	40
議案第42号 標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第43号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第44号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第45号 釧路町村公平委員会委員の選任について	51
議案第46号 釧路町村公平委員会委員の選任について	51
議案第47号 釧路町村公平委員会委員の選任について	51
議案第48号 平成22年度標茶町一般会計補正予算	53
議案第49号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	53
延会の宣告	56

第 2 号 (6月16日)

開議の宣告	60
議案第48号 平成22年度標茶町一般会計補正予算	
議案第49号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 (議案第48号・議案第49号審査特別委員会報告)	60
議案第50号 工事請負契約の締結について	60
議員提案第1号 標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	62
議員提案第2号 標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	63
議員提案第3号 標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	64
意見書案第4号 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書	71
意見書案第5号 ワクチン接種に関する意見書	71
閉会中継続調査の申出について(総務委員会)	72
閉会中継続調査の申出について(厚生文教委員会)	72
閉会中継続調査の申出について(産業建設委員会)	72
閉会中継続調査の申出について(議会運営委員会)	72
議員派遣について	72
閉議の宣告	73
閉会の宣告	73

平成22年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成22年 6月15日（火曜日） 午前10時04分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 6 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第35号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について
議案第36号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第37号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 9 議案第39号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第40号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第41号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第42号 標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第43号 標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第44号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第45号 釧路町村公平委員会委員の選任について
議案第46号 釧路町村公平委員会委員の選任について
議案第47号 釧路町村公平委員会委員の選任について
- 第16 議案第48号 平成22年度標茶町一般会計補正予算
議案第49号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

○出席議員（16名）

- | | | | |
|----|---------|----|-----------|
| 1番 | 田 中 進 君 | 2番 | 黒 沼 俊 幸 君 |
| 3番 | 越 善 徹 君 | 4番 | 伊 藤 淳 一 君 |

5番 菊地誠道君	6番 後藤勲君
7番 林博君	8番 小野寺典男君 (午後1時00分早退)
9番 末柄薫君	10番 舘田賢治君
11番 深見迪君	12番 田中敏文君
13番 川村多美男君	14番 小林浩君
15番 平川昌昭君	16番 鈴木裕美君

○欠席議員 (0名)

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成22年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時04分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
13番・川村君、 14番・小林君、 15番・平川君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月16日までの2日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、6月16日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の五点について補足をいたします。

最初に口蹄疫対策についてであります。

先の標茶町議会第2回臨時会において、行政報告並びに緊急質問での質疑応答で、それまでの経過や基本的な考え方を申し述べたところですが、その後の状況の変化に応じた

取組について報告をいたします。

一点目は町営育成牧場における道外牛の受け入れ中止であります。育成牧場の道外牛の受け入れは、万全のリスク管理を講じながら行なうことをお知らせしてまいりましたが、6月1日にJAから、宮崎県で終息の気配が感じられない中、組合員が不安を募らせており受け入れを見合わせてほしい旨の申し入れがあり、町内関係者の不安軽減を優先して同日に道内公共牧場では初めて、道外牛受け入れ中止を決定いたしました。これまでの受け入れ実績は愛媛、滋賀、栃木、群馬の4県から合計146頭であります。すべて6月18日に家畜保健衛生所の移動許可検査を受ける予定ですが、現在のところ健康状態に何ら異常はありませんし、今後も引き続き万全の管理体制を維持してまいります。

次に、6月10日の標茶町口蹄疫侵入防止対策会議の開催であります。これは、この間の対策、措置等について総括し、引き続き本町に絶対侵入させない取組を継続させるとともに、発生地域の拡大等、状況の変化に即応できる全町的な体制づくりを目的としたもので、自防協の枠組みのほかに、対策本部設置の際にご協力をいただき、商工会、消費者協会、町内会地域会連絡協議会、標茶町災害対策土木協議会にも呼びかけ、ご参集をいただきました。

会議においては、需要逼迫により流通が停滞している消石灰などの消毒資材の配付を終えたことや野生鳥獣へのまん延を防止するための電気牧柵およそ2農場分の確保などを報告し、エゾシカを捕獲した場合に異常がないかを確認することや、農場・牛舎等の消毒の徹底を継続し、できるだけ一般町民の方にもご理解をいただき、不要不急の農場への立入の自粛や家畜に近づかないようお願いすることなどを申し合わせました。

なにより重要なのは、異常畜の早期発見、早期処分であり、そのためには使用者の日々の観察と現場での獣医師の迅速なかつ的確な判断の重要性が確認をされ、共済において具体的な対応マニュアルが作成されていることも報告されました。

あわせて、標茶町口蹄疫対策本部の設置についても協議し、組織体制を確認するとともに、宮崎県外に拡大した場合に直ちに対策本部を設置することを決定いたしました。

宮崎県では都城市に飛び火したことで危険レベルが一段と上がったと認識をしていますが、先の臨時会でも申し上げたとおり、「絶対に本町内に口蹄疫ウィルスは侵入させない」という強い決意をもって、引き続きJAをはじめとした関係機関との緊密な連携のもと万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

なお、当面の対策費用につきまして、JAとも協議の上、今回の補正予算に計上させていただきますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

二点目は、平成22年度国民健康保険税についてであります。

平成22年度国民健康保険税については確定申告が終了し、平成22年度の国民健康保険税の基礎課税額から、本年度分の一般被保険者国民健康保険税を試算した結果、現行保険料一世帯当たり13万3,432円から4万8,940円を引上げ、18万2,372円となる試算結果となりました。

現下の経済情勢や担税能力など総合的に判断した結果、本年度の保険税率は据置くこととし、不足額につきましては、本町独自の経済対策として一般会計から繰り出すこととし、補正予算措置を提案しておりますので、後ほどご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

三点目は、「土砂災害に対する全国統一防災訓練」についてであります。

去る、6月6日に実施いたしました「土砂災害に対する全国統一防災訓練」についてご報告をいたします。

近年、台風や梅雨前線豪雨、地震などにより国内各地で土砂災害が発生しており、昨年の7月、山口県防府市では土砂災害により特別養護老人ホームに入所されている方々が巻き込まれ、多くの犠牲者を出した事案が記憶に新しいところです。

多発する災害に対し、北海道においても土砂災害防止法に基づき、人家に近い急傾斜地等を中心に「土砂災害警戒区域」が設置されたところであり、標茶町内においても、平成21年度末に初めて区域設定されたのを受け、釧路総合振興局釧路建設管理部と共催で6月6日土砂災害全国統一防災訓練日にあわせて、「茅沼地区シラルトロ湖畔町内会」を会場とした土砂災害警戒訓練、住民避難訓練及び住民説明会を実施したところであります。

土砂災害警戒訓練内容といたしましては、釧路中部地区に、大雨洪水警報が出され、それに伴う災害対策本部の設置、地域警戒パトロールの実施、釧路地方气象台発表の土砂災害警戒情報に基づく当地区でのがけ崩れの兆候により、現地対策本部の設置、住民避難勧告及び避難指示に伴い、避難広報の実施、避難所への誘導などを行いました。

避難所では、避難住民への住民説明会を開催し、釧路建設管理部治水課職員による「土砂災害の説明」、釧路地方气象台防災気象官による「大雨に関する最近の気象情報について」と題した情報内容の説明をしたところであります。

大雨洪水警報・注意報解除にあわせて、住民避難勧告の解除、災害対策本部の解除などを行い、土砂災害警戒訓練を終了しております。

訓練当日は、シラルトロ地域振興会会員のほぼ全員となる29名の参加をはじめ、釧路地方气象台、釧路総合振興局、弟子屈警察署、標茶消防署等の各関係機関のご協力をいただき、総数48名の参加のもと訓練を終了いたしました。

今後も、土砂災害防止はもとより、さらに災害全般への取り組みを図るとともに、地域住民による自主防災組織の拡充を図りながら、住民の生命と財産を守り、安全・安心の町づくりを推進してまいります。

最後に、ご参加いただきました多くの町民・関係機関の皆様方に感謝を申し上げ報告とさせていただきます。

四点目は、在沖縄米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施に係る対応についてであります。

本年度の矢白別演習場における「在沖縄米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施」に際しての本町の対応についてご報告を申し上げます。

5月10日に本町対策本部を設置後、北海道並びに関係4町で構成する「矢白別演習場関係機関連絡会議」の訓練開始前の申し入れ、住民周知につきましては、先の臨時会において報告をさせていただきました。

その後、北海道並びに北海道防衛局現地対策本部からの情報収集、及び対応を行なってまいりましたが、具体的には、米海兵隊の先遣隊並びに本隊の動向、装備品輸送状況の把握、ブリーフィング、公開演習参加による訓練概要の把握、射撃訓練実施時における状況把握と苦情の対応等、夜間も含め訓練終了まで本部員を配置し、対策に臨んだところであります。

また、今回の訓練において、野火が5回にわたり発生しましたが、即刻、矢白別演習場関係機関連絡会議として北海道防衛局に対し、原因の究明、再発防止、安全性の確保に関する情報提供などの緊急要請を行なったところであります。

6月8日をもって実弾射撃訓練は終了いたしました。最終段階である後発隊の撤収完了まで対応を続けてまいります。

なお、今後につきましても、住民生活の安定確保を図るべく意を配してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

五点目は、「森と川の月間」実施結果についてであります。

例年開催されております「森と川の月間」の関連事業が全て終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。

「森と川の月間」事業につきましては、標茶町町内会地域会連絡協議会をはじめ、7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境の創造」をテーマに関連事業を実施するもので、本年度は行政施行125周年、町政施行60周年、そして、本事業につきましても10周年の節目の年であり、趣旨を改めて深く確認し実施したところであります。

本年度は、各町内会において実施されました「町内会春の一斉清掃」のほか、町内外から延べ1,333人の方々の参加協力をいただき、口蹄疫対策に配慮し中止した「虹別萩野魚付保安林再生事業植樹」を除く、8本の事業が行なわれました。

内容といたしましては、第16回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹、第17回シマフクロウの森100年事業植樹など3事業で計9,805本の植樹が行なわれ、また、弟子屈町で開催されました「第9回摩周水環境フォーラム」により、水の大切さを確認したところであります。

さらに、清掃活動につきましては、釧路管内市町村で統一行動を行っております「自然の番人宣言」の具体的行動として春の一斉清掃、町内クリーン作戦、西別川清掃、釧路湿原クリーンデーを実施し、約3トンのごみを回収いたしました。

これらの活動をとおり、趣旨の浸透がさらに図られたところでありますが、この「森と川の月間」の各種事業につきましては、次年度以降も継続し、より多くの方々のご参加をいただく中で充実を図ってまいりたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成22年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下三点につきまして補足し、ご報告申し上げます。

一点目は、平成21年度町内各中学校卒業生の進路状況および平成22年度学校の現況について、ご説明いたします。

はじめに、今年3月に町内中学校を卒業した生徒の進路状況であります。卒業生は総勢79名で、全員が進学したところであります。

進学先の内訳は、標茶高校へ56名、釧路管内公立高校へ18名、管外の公立高校などへ2名、私立高校へ3名となっております。

次に、平成22年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数について、幼稚園は4歳児17名の入園者で、昨年と比べ1名の減。小学校は66名の入学者で、昨年と比べて12名の減。中学校は74名の入学者で、昨年と比べ3名の増であります。

標茶高校は107名が入学し、昨年と比べ19名の増となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は36名在籍し、昨年と比べ1名の減。小学校は439名在籍し、1名の増。中学校は218名在籍し、3名の減であります。町内小中学校の在籍総数は、657名で昨年と比べ2名の減となりました。

標茶高校は293名在籍し、昨年と比べ22名の増であります。

学級数につきましては、小学校43学級で、昨年と同じであります。中学校では24学級で、昨年と比べ2学級減であります。そのうち、特別支援学級については、小学校7学級、在籍児童数17名、中学校では7学級で、在籍生徒数14名であります。

次に、教職員の数であります。小学校は78名で、昨年と比べ5名の増。中学校は62名で、昨年と比べ3名の減であります。全体としては昨年と比べ2名の増となりました。

今年度も、教員定数加配として、通級指導で標茶小学校へ2名、指導方法工夫改善で標茶小学校へ2名、標茶中学校へ2名、虹別中学校へ1名、生徒指導で標茶中学校へ1名、あわせて8名の特別配置をいただいております。

また、町では特別支援教育に、支援員として標茶小学校、標茶中学校に各1名を配置しております。

二点目は、図書を受贈についてであります。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶町ライオンズクラブから児童図書2セット17冊（5万円相当）の寄贈をいただき、昭和50年からの累計で2,007冊（245万円相当）となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

三点目は児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

中学生において、4月24日・25日に恵庭市で開催されました「道央中学卓球選手権大

会」に標茶中学校、男子が出場し、団体で見事第三位の輝かしい成績を収めました。

今後における更なる活躍を期待するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君）（発言席） 一般質問、12番田中敏文、1件質問させていただきます。

まず、件名は役場の接遇・対応についてであります。

接客・接遇について数名の方々から、内容的には、いすに座ったままでの振り向き対応、専門用語への説明不足等の指摘を受けたので改善すべきと思うし、国の動向により、地域住民の来庁が多くなることが予想されます。役場に行けば何とかしてくれる、教えてくれる、安心便利な役場づくりの一環として、役場に来庁された町民の方々が窓口対応した職員の接遇、対応について、挨拶、言葉づかい、身だしなみ、態度などをどのように感じ、どれ位満足されて、どこに不満を持ち役場を後にされているのか、接客・接遇満足度調査を行い、改善すべき事項の把握、又、満足されている部分の更なる改善等へつながることを目的にアンケート調査を実施してはどうかと思います。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・田中敏文議員の役場の接遇・対応についてのご質問にお答えいたします。

職員の接遇・対応につきましては、住民ニーズの多様化や政策・制度の変更等も加わり、質的向上が求められて、職員の意識改革が重要とされておりますことから、新規採用職員には接遇研修を実施し、一般職員には集合研修等を通じて、民間の研修指導機関や、外部研修機関を通じ、接客の在り方、言葉づかい、電話対応の在り方などについて研修指導しているところであります。

また、職員への訓示の際には、町民の皆様が主人公で大切なお客様として、懇切丁寧な説明に徹するよう指導しておりますが、再度、指導の徹底を計ってまいりたいと存じます。

また、職員に対する接客・接遇満足度調査を実施してはどうかのご提案ですが、昨年実施しました標茶町第4期総合計画、平成23年度から平成32年度までの計画でありますけれども、その策定に向けて、住民意識調査を実施したところでありますが、まちづくりに対する自由提言の中において、同主旨の意見提案がありましたことから、当面、これらを活用してまいりたいと考えておりますし、また、ご案内のとおり役場をはじめとし、各出先機関に“まちづくりポスト”を設置し、住民の皆様のご意見をいただくこととしており、これらを活用してまいりたいと考えているところであります。

行政サービスの目的は、住民が必要としているサービス、各種申請交付、認可、援助等に対して、住民の視点に立って、正確に、速やかに、心地良く提供できることであります。

ご指摘を受けました意見を肝に銘じて、職員に指導の徹底を計ってまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 今、町長の答弁のほうから、第4期の総合計画の中の部分、また、職員の研修等々の部分では、研修等も進め、また、訓示等でも町民に対するサービス、また、そういう接客等されるということではありますが、新人研修等々では、どうしても学業を終えられ、そういう接客等は感じられます。ただ、やはり長く、私ごとが対応した部分でまいりますと、どうしてもやはり役場職員になられたのも、産まれも標茶町、職場も標茶町役場というかたちの中で、やはり一般住民の方、同級生なり親戚等々のなかでも、あまりにも役場というものが身近すぎて、その役場職員が、その町民に対応接する部分がどうしても馴れ合いになってくる部分が、指摘を受けた部分であります。やはり、親しき仲にも礼儀ありというかたちの中で、再度、職員の接遇また対応等について考えていただきたい。その中で、今、どうしても人と人との対応であり、そしてまた、新たな事業等が国の方から出された場合に、やはり私ども一般住民では理解のできない専門用語等があります。いざ聞いてそこに行って、わかった気では帰ってくるそうです。しかし、また帰ってきたときに、その内容等を見直したときに、どうしても理解できない部分をまた役場に来ると。来るとまた同じ事を何回も聞きに来るんですかという、どうしても、人対人の接客になりますので、その辺の、なんて言うのかな、接遇というか町民に対する再度教育等が開かれる場をつくるかたちは取られないものか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

いろいろなたぶんケースバイケースというのがあるかと思いますが、いずれにい

たしましても町民の皆様が、役場に来られていろいろな相談をしたときに、その答えに対して十分な満足度といたしますか、それが十分でないということであれば、できればその都度その都度、私は職員に指摘をしていただけたらと思います。

私は、これは最初に町長という仕事に重責を担わしていただいて、最初に役場職員に訓示をしたときに、役場の仕事の中で大きいのは町民の悩み事相談だから、とにかくしっかり聞いてくれと、そういうお願いをしておりますし、それ以降も機会あるごとに、職員の訓示のなかではこのことは申し上げております。ただ、現実問題として、それがいろいろな、まだまだ十分でないということであれば、それはそれで私もこれからも引き続きそういうことは続けて参りたいと思っておりますし、効果的な研修方法等についても検討してまいりたいとそうように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 町長も職員のその接遇に対して努力されるということで、私自身どうしても、アンケート調査等を行なって、せっかく足を運ばれて、役場に来庁された方に、どれくらい、町長は教育をするというかたちの中で、やはりそこに来られた方々に、職員を評価するというか、そういう良いところは良いところで伸ばせばいいし、やはりこういうところは改善していただきたいということで、少なからずとしても、何ていうのかな、まちづくりポストとかそういうものを使って、ここに指摘される改善をしたいというご答弁でしたけども、私は、そんな大まかな内容ではなくて、もっと何ていうのかな、病院とかでいけば受診票みたいなかたちの中で、本当に私はここに役場に来て、マルかバツか三角か程度くらいアンケート調査をしていただいて、最後に一言というかたちの簡単なアンケート調査を実施することによって、町民との違和が取れるんでないかと思っておりますので、再度アンケート調査について、4期総合計画の部分でも町民の方々の声を聞いた、自由意見の中でも聞いたという形の中で、再度、ご検討なり実施するお考えはないのかお伺いして終わりたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思っております。

手法等については、どういったことがいいのかというのは検討させていただきたいと思っておりますけども、私はやはり先ほど申しましたように、その都度その都度、町民の皆様方が、何かあればその都度職員のほうに伝えていただきたい。もしそういったことが、雰囲気といたしますか、そういったことの中でできないのであれば、そのことのほうが私は問題だと思っておりますので、そういったことにつきましても、再度職員のほうに徹底をしてまいりたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、12番・田中敏文君の一般質問を終了します。

11番・深見迪君。

○11番（深見 迪君）（発言席） 質問いたします。

1 番目の質問ですが、働く親が安心して働くことができるよう、町では保育所の保育

時間の延長、早朝保育、学童保育、児童デイサービスなど、その他さまざまな形での支援に、今まで取り組んできたというふうに考えています。

しかしながら、小さな子どもを抱えて働いている共働きの親の人たち、あるいはひとり親のみなさんの中には、その町のせつかくの支援の枠の外でなお解決できない実態があるということも事実であります。

例えば急な残業や働いている時間帯の急な子どもの病気、保育所や習い事等への送り迎えなどで日ごろ、子育てと仕事の両立で困っている、悩んでいる働く親の切実な要望があるというふうに思います。このような実態について町はどのような認識をまずお持ちなのか、それを伺いたいというふうに思います。

道内、釧路管内ではすでに、社協の取り組みや社会資源を活用して、働く親の代わりに、急な残業時間の子どもの預かり、保育所や学童保育所等の送り迎え、病気の児童、受診後の付き添い、あるいは送迎等を行い、働く親の支援活動を行っているところがありますが、本町でもこのような事業を積極的に展開し、働く親の支援をさらに行うべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の「安心して働けるために病児、緊急時のあずかり事業の取り組みで子育て支援を」のご質問にお答えをいたします。

核家族化の進行や女性の社会進出などにより、子育て支援のニーズが多様化している中、本町においても、急な発熱や病気、病後の預かりや母親の勤務形態による幼児・児童の送迎、短時間預かりの要望があることから、次世代育成支援行動計画に「ファミリーサポートセンター」の設置を計画していたところであります。

ファミリーサポートセンターにつきましては、サポーターの育成講座を実施し、社会福祉協議会と実施主体について協議を行いましたが、事業実施主体が決まらず設置できない状況にあります。

国では、本年度から病児・緊急時の預かりである「緊急サポートネットワーク事業」をファミリーサポートセンター事業への統合を目指していることから、看護師や保育士等の有資格者のサポーターの発掘や、ファミリーサポートセンターの事業実施主体を福祉サービス提供事業者など福祉関係団体などに広げ、後期次世代育成支援行動計画において、設置に向け取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 前向きなご答弁でありがたいなというふうに思うのですが、私の意見も一つだけ伝えたいなというふうに思います。

町長もご覧になったと思いますが、北海道新聞の記事に載っていましたし、その後、朝日なんかでも二つ三つ連続して取り上げていました。それほど国全体としても、緊急度の高

い、そういう制度なんだなというふうに思います。6月1日付のこの北海道新聞の記者、これは札幌にいる本社の記者なんですけども、西田、名前はいいんですけども、西田美樹さんという方に、直接私電話していろいろ伺いました。この方は、前に帯広にいて今札幌に暮らしているんですけど、帯広では私も活用していましたと。帯広ではシルバー人材センター、国でやっている事業の一つなんですけど、これが受け皿になってやっているというふうに言って、いろいろ意見交換したんですけども、標茶町としても、先ほど町長がおっしゃったとおりなんですけど、社協のみならず、さまざまな受け皿があるのではないかと。しかも、子育てについて十分な経験をつんだ、少し高齢の方々がいらっしゃるといふことで、それはまた、子どもにとっても、その子の親にとっても、それからそれを実際に見てやる、預かる側の方々にとっても、本当に生きがいのある内容なんだと。釧路市なんかで実施しているのは、30分で350円ぐらいと言っていましたかな。単なる送り迎えとか。一番最初は子どもと親と預かる側の紹介や対面をして、準備をしてから、その後取り組むようになっているというふうに聞いているんですけども、すべてお金はやりとりはあるんですけど、気分はボランティアなんですね。預かる側の。そういう点では標茶町は、先般私読ませていただきましたけど、教育大学の玉井先生が中心になってお書きになった、ちょっとよく書き過ぎかなと思われるぐらいの本をずっと読んでいきますと、ほんとに町内会の体制とか、あるいはそういう支え合い、助け合いの体制という点では、標茶は本当に道内でもびか一だというような書き方をしていたんで、それは本当に実践に移さなきゃならないなというふうに思っているんですけど、そういう点で限られたやり方ではなくて、もっと多様なやり方を、僕なんかはあっていいんでないかなというふうに思っているんですけど、その点での見通しとかなんかについてはいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

基本的には、議員のご指摘のとおりだと私は思っております。

私ごとですけれども、先日還暦を向かえまして、その時、たまたま5月末の標茶町の人口の中で、60歳以上というのはどのくらいいるのかなというところで、5月末で60歳以上が3,009人であります。15歳未満の方を除きますと、町民に占める割合というのは40.6%になるんですよ。やはりこれからの地域社会を考えたときに、やはりもう60、70ぐらいまでの方たちが、地域に対して何が貢献できるかということは、やはり真剣に考えていかないと地域社会というものは成り立っていかないと、そのように私自身も考えております。

特に子育てというのは、これはちょっと、かなり言葉を気をつけて言わないと難しいんですけど、子どもを産むことのできる女性の方というのは非常に限られていると。そうすると社会全体で、そのせっかく産んでいただいた子どもたちをどうやって、みんなで子育てを応援していくのかということは、確かに核家族化ということはあろうかと思えますし、いろいろなこともあろうかと思えますけど、やはり地域全体ということも、私はこれから先は現実問題としては考えていかなければいけないと。ただ、そういった中でどうい

った手法が可能かにつきましても、先ほど議員ご指摘になりましたように、標茶町には幸いなことに、協働のまちづくりというすばらしい伝統があります。そういった中で、地域の中でみんなで子育てを支援していく体制が、どういったかたちで作れるのかについては、次世代の計画を作る中でも十分検討してまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） わかりました。私もそういう動きが出始めたら、微力ながら力を尽くしてがんばっていききたいなというふうに思います。

二つ目の質問に移ります。

二つ目の質問なんですけど、5月28日に発表した日米両政府の米海兵隊普天間基地「移設」に関する共同発表、これを読んで私もちょっと不安であったり、びっくりしたりしたんですけども、この中では、「米軍の活動の沖縄県外への移転の拡充」がはっきりうたわれているんですね。その決意が記されています。その中で、「日本本土の自衛隊の施設・区域も活用され得る」とあります。

新聞報道では、もう具体的に矢臼別とかっていう名前が何度も出てはいるわけですが、その内容は、主に米軍ヘリコプター部隊の分散移転と報道もされていますが、日米共同発表に基づく矢臼別への訓練移転が実施されれば現在でもひどい騒音がさらに拡大され、沖縄であったような自衛隊のヘリコプター墜落等の危険も出てくるのは必至だというふうに思います。

また、従来の砲撃訓練に加えて、戦闘用ヘリコプターの騒音が牛を脅かし、基幹産業である酪農に対する被害も現在よりさらに増大することは明らかです。

町長は、この訓練移転に反対すべき姿勢を貫き、さまざまところに要請をすべきというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の「普天間基地移設に係る米軍の矢臼別への訓練移転を認めるべきではない」とのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、紆余曲折の末に普天間基地移設の件につきましては、日米共同声明でキャンプ・シュワブ辺野古埼地区と明記され、合わせて、共同声明の中に鹿児島県・徳之島を含め、海兵隊など沖縄米軍の県外への一部訓練移転拡充がふれられております。

議員お尋ねの矢臼別演習場への訓練移転に関する可能性等につきましては、現状、報道での情報のみであり、防衛局並びに北海道などからも一切情報は入っておりません。

また、5月27日に開催されました臨時の全国知事会におきましても、鳩山前総理大臣から全国に対し要請はあったものの、個別具体的な提案はされていません。

議員より「訓練移転に反対すべき姿勢を貫くべき」とのお尋ねではありますが、個別具体的な案が示されない中においては想定範囲でのお答えとなりますが、議員が懸念されておりますヘリコプターの騒音を与える酪農に対する影響については、私も危惧するところであ

ります。

また、沖縄における負担の軽減に関しましては、異を唱えるものではありませんが、それは全国をベースに考慮すべきものと考えており、その考えをもとに、既に本町といたしましても今般実施されました実弾射撃訓練を受け入れる苦渋の決断をしたところであります。

今後、具体的な要請があった場合、北海道並びに関係4町で構成する「矢臼別演習場関係機関連絡協議会」において慎重な議論を行なうこととなりますが、本町といたしましては、これまでも、また、これからも住民の生活や生産を守るとの基本姿勢につきましては変わりませんので、その姿勢を持って事態に対処してまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） なかなかにして根が深い問題で、そういう点では今町長がご答弁された点で、それぞれの立場で相当の努力をされているというふうに思います。

ただ、不安と危険を感じる気持ちというのは本当に最近、感じ始めているところなんですけども、今回、二年ぶりに行われた米軍の、5月26日から6月9日まで町長の行政報告にもありましたけども、実施された米海兵隊の実弾射撃演習は、いくつか家に車でもぶつかって来たんでないかと思われるような衝撃音が何回かありました。私、桜町ですけれども窓から見たら何人かの方が外に出てきてると、何かあったんでないかというようなことでした。

ここに、週刊誌でFRIDAYという週刊誌あるんですよ。二年ぶりに開かれたわけですから二年前に、私、米軍の実弾射撃訓練の見学、いいよということで、カメラを持って入りました。いくつか撮ってきたんですけども、私はその時、気がつかないでずうっと撮って歩いたんですが、いくつかの写真を新聞社に送ったりして記事にもしたんですけども、このFRIDAYの前後は大変な記事ばかり載っているんですけども、この中ですね、いちばん真ん中に、ここ、私が写した写真なんですけども、どうもFRIDAYの記者から私のところに電話が直接来まして、「あなたが撮った写真はどうも白燐弾の砲弾だと思われます。」と。このとき米軍は白燐弾を使っているということについては言っていなかったんですね。言わなかった、口を閉ざして。それで、送ってくれないか、使わせてくれないかということで、いいですよと言って私送りました。そうしたら、当時イスラエルがガザ地区やなんかで使っている白燐弾とナンバー、これちょうど、字もナンバーも見えるんですね、そのM835というナンバーがまったく一致しているんですよ。白燐弾というのは町長もご承知のとおり、うわあ〜っと広範囲に広がって、その点がちょっとでも皮膚につけば絶対消えないと。骨まで燃えつくすというような残虐兵器だというふうに、この間も北海道新聞で写真入りで載ってましたよね、残虐兵器なんだと。それが今回は、先ほどの行政報告で5回山火事があったというけれども、瞬間私は白燐弾だなというふう

に思いました。消えないわけですから。消えないことが白燐弾の兵器としての性能なわけですから。そういう山火事が50ヘクタール近いところを燃やしたわけでしょう。近隣の農家には燃えカスの筐が落ちてきたというような。私は、一つはそういうふうにどんどん近隣でそういう危険な演習が拡大されると。それから同時に我慢できないのは、この私たちの国、日本の中でどこかの国で使われている、子どもたちや普通に市民に使われている残虐兵器の演習を、すぐそばでやっていると、その音があれなんだということを考えるとほんとに我慢が出来ないなというような、こんなこと許していいのかということをつくづく思うんです。

ですから、そういう点ではそういう中身についてもぜひ庁舎内でも議論されて、私たちもいろいろ考えたり運動したりしたいというふうに思うんですが、ぜひ、今回の山火事の情報、入ってないというわけですから、そういうことでそれをつかまえて再度防衛局や知事に強い申し入れをすると、こういう危険な演習はやらないでほしいということを申し入れていただきたいと。ましてや分散移転でさらに演習の中身も規模も回数も拡大されるということが、これ以上あってはならないというふうに思うので、今の私のそういう、ニュースといいますか情報も含めて再度お答え願えればというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

事実関係等々については、私ども把握をしておりますのでコメントは差し控えたいと思います。ただ、現状の矢白別の射撃訓練につきましては、国と国との話し合いの中で受け入れることを決めているわけでありまして、そのことに対して、私どもがどうこうというのは私は適切ではないと、そのように考えております。

それと、野火の発生等々について、私どもの方に報告のあったものにつきますと、そういった情報等から考えますと、やはりそれは、訓練の中でどういった訓練がなされたのかということでありまして、ただ、やはりその延焼がかなり大きかったことに対しましても私どもは、先ほど行政報告の中でも申し上げましたように、連絡協議会を通じて申し入れをしております。私どもとして、できることに関しては、それはこれからも協議会として取り組んでまいりたいと思いますし、何よりいちばん大事なものは、住民の生活や暮らしを守るということでございますので、そのために何かできるかどうか。ただ、最初に申し上げましたように、国と国との話し合いの中でなされたことに対して、個別の町村が何ができるかということ、これについては限界があるということについてもご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終わります。

続いて、2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君）（発言席） 先に通告をしております質問を行ないます。

本町の口蹄疫の対策は万全かということでございます。

4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫は、発生以来50日ほどがたちましたが、いまだに

終息の報告はなく、宮崎県はもとより各地では厳戒体制が敷かれております。本町の酪農家・畜産農家では、BSEの時に経験したことと違った未知の面での不安が高まっております。

先の5月28日の臨時議会以降の家畜自防協の対応と多和育成牧場の他の県からの移入の状況はどうなっているのか。

また、昨年、沼幌に和牛の大規模飼養施設がつけられた安愚楽牧場は、自防協の指示に従って防疫体制を行なっているかなどについて、町長にお伺いをいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・黒沼議員の本町の口蹄疫の対策は万全かの質問にお答えをいたします。

口蹄疫侵入防止対策は、北海道口蹄疫侵入対策本部の対策に加え、各市町村がさまざまな検討・情報交換を行い、北海道・地元市町村へウィルスを侵入させない水際の対策が行われております。

一点目の、臨時議会以降の標茶町家畜自衛防疫連絡協議会の対応につきましては、5月27日と28日の2日間で、すべての偶蹄類飼養農場へ「炭酸ソーダ」1袋の配付を完了し、6月5日からすべての家畜飼養農場へ「消石灰」10袋の配付を行っております。あわせて各農場へは、自衛防疫の継続について広報により周知を実施しております。

また、万一の事態に備え、6月10日、「標茶町口蹄疫侵入防止対策会議」兼ねて「標茶町口蹄疫防疫対策本部準備会」を開催し、侵入防止に向けた今後の対応の検討や情報交換を行い、議員ご指摘の「未知の面での不安」に伴う情報の確認と共有、口蹄疫発生時の初動の遅れを起こさない体制づくりや準備を行うことを確認しております。なお、標茶町対策本部の設置については、宮崎県外での発生が確認された時点にて設置し、その時点での危険レベルは日本全国同じという認識を持ち、侵入及びまん延防止に努めていくことを確認いたしました。発生の際、地元対策本部に課せられる業務としては、24時間体制の公道での消毒ポイント設置、発生農場での殺処分補助、埋却処理、消毒処理、検診、広報等がありますが、支援協力団体といたしまして「標茶町災害対策土木協議会」「標茶町酪農振興会連合会」「標茶町消費者協会」「標茶町商工会」など多くの団体にもご参画いただき、まさに全町を挙げた体制で対策を講じてまいります。

二点目の、標茶町育成牧場の道外牛受入は、標茶町農業協同組合の要望を受け、6月1日に中止を決定し、利用府県団体には急な申し入れではありましたが了解をいただきました。道内公共牧場で最初の道外牛受入中止となりましたが、酪農畜産業を営む町民の不安を、ひとつでも解消することが重要であると判断した結果であります。なお、5月31日までに受入れた頭数は146頭であり、釧路家畜保健衛生所・釧路地区農協共済組合中部事業センターの指導を受け進めてまいりましたが、本日現在すべて健康であるとの報告を受けております。

三点目の株式会社安愚楽牧場標茶牧場についてのご質問であります。6月3日と昨

日14日の二度にわたり責任者に来ていただいた上で、会社としての防疫体制、家畜や社員の移動の実態、九州地区における実情などを伺っております。結果、問題となる事案はありませんでしたし、全町を挙げて絶対ウィルスを侵入させない取組を行なっていることをご理解いただいた上で、同じ認識で今後の防疫に当たっていただけることを確認しております。

議員ご指摘のとおり、その感染力の強さゆえ、また、感染経路が解明されていないことも加わり、関係者の不安が高まっていることは私も十分認識するところですが、このような状況だからこそ、氾濫する情報に翻弄されることなく、その真偽を見極め、冷静に判断し、事態の変化に迅速にかつ的確に対処することが求められているものと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 今、いろいろ町長がお話になったことで、育成牧場の休止が発表になって、本当にこれは適切だなというふうに私も感じております。

一点安愚楽牧場について、私はいろいろ心配をしておりますのは、テレビ報道等でも、宮崎県の牛はホルスタインではありませんね。ほとんど和牛が口蹄疫にかかった。これをもって本町にも、数年前から相当な頭数の和牛が飼養されていると。標茶に和牛組合もありまして、その方々がほとんど農協の組合員ですから、それぞれ連携をとってやっているのは、私は十分承知して、この方々は上の農協の指導下にありますから、問題はないというふうに、日ごろ思っていました。安愚楽牧場につきましては、この飼養施設が、本町の生産和牛ばかりでなく、隣町の別海とか北見の津別町とか、また、親牛については、音更町とか浦幌町とか、そういうところから移動がなされているわけです。従いまして、今、牛の移動というのは、家畜車を使いますから、問題なのは、牛を移動させることによって、家畜車がどこでウィルスを付着してくるかが一番心配されているわけで、安愚楽牧場については、この責任者の方がどのようなお話をされたのか、私はわかりませんが、この本町における牛の移動はどのように今しているのか、禁止していれば、最もいいなと思いますけども、その点お話を聞きたいと思います。

それから、ホルスタインについては、今のところ出てないわけですが、ホルスタインだっていつ感染するかわからないわけで、本町の酪農振興会は、いつもいろんな消費拡大とかいろいろ産業祭り、それから酪農祭とか活躍しておりますけども、このことには自営防疫の支持に従ってやっておられると思いますけども、町とこの振興会組織との対話はあったのかどうか、この二つについて詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 二点ほどのお尋ねだったと思いますけども、安愚楽の担当者との協議結果の内容等については、後ほど課長のほうからお答えをさせていただきますけども、まず、ご理解をいただきたいのは、現在家畜の移動が禁止をされているのは、法律的にい

いますと、宮崎・鹿児島・熊本・大分ということになります。それ以外につきましては、民間の経済活動の中の範疇でありまして、法律的に禁止されていないものを、例えば先ほど議員がご指摘になりましたように、道内の移動等、私どもが禁止する権限というのではないということもぜひご理解をいただきたい。そして、また、安愚楽牧場さんというのは、日本最大の肉牛の生産団体であります。また、預託という、いわゆるそういった方法で営業をされております。そういった方たちが、この病気に対する深刻さというものを、私ども以上に私はそういうぐあいに認識をされていると思いますし、私どもの持っている情報の中では現時点においては、3月以降、道外から道内への安愚楽の牛の移動はないというぐあいに、私どもは理解をしておりますので、そこら辺についてはぜひご理解を賜りたいと思います。

もう一点、今回のいろいろな対策等を考えるときに、酪農振興会連合会との話し合いをしたのかということにつきましては、これはもう最初から、酪農振興会連合会の皆様方と情報交換をしながら、いろんなことも相談をしながら決定させていただいておりますことも、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 私のほうから、安愚楽牧場担当者の方との話しの内容について、お答えをいたしたいと思います。

現在、標茶町内で15戸の預託農家がありまして、そこで飼養されている頭数については、2,800頭ほどだというふうにお答えをいただいております。それで、6月3日にお話を伺った段階では、その口蹄疫の関係もありまして、標茶牧場からの出荷についてはストップしている状況で、飼養頭数が3,000頭規模なんですけど、2,400頭ぐらいまで膨らんでいる状態だということでお伺っております。

昨日、お話を聞いた段階では、ようやく少しずつ出荷することができるようになったということですけども、その道内・道外の牛の移動の状況をご心配される向きがあるんですけども、道外から入ってきている状況にないというのは、町長がお答えをしたとおりであります。通常の標茶牧場の牛の移動なんですけれども、雄については、胆振のほうに出荷されると、それから去勢したものについては、岩手県藤沢それから那須本社牧場のほうに運ばれる。母牛になるものについては、道内で登記されたものについて道内で循環されるという説明でありまして、現在のところ、道内の牧場で十分道内の母牛になる分については、供給できる体制であるということで、母牛についても、日常的に道外から供給を受けなければならない状況じゃないということでありました。そういったことも含めて、ちまたで言われている様々な面について、真偽をただしたところなんですけど、私どもが聞いている範疇のものについては、すべて間違いであるということでありまして、本社においても、しかるべき法的措置をもって、今抗議をしている最中だということの説明を受けております。そういうことで、事情を伺った中では問題がないということでもあります。

また、防疫措置につきましても、自防協のほうでは消毒帯の設置を今盛んに呼びかけて

いるんですけども、それに加えて、出入りする車両、家畜から飼料からそれからすべてなんですけども、すべての車両について出入りの記録をとって、そして消毒が行なわれているかどうかというのを確認するような指導をしているというところでもあります。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 2番・黒沼君。

○2番（黒沼俊幸君） 課長から具体的な説明がありまして、私もまず今のところは、道内にも侵入している報道はありませんし、でも、過去に大きなこういう病気というのは、人間と同じ牛の結核、それから流産を引き起こすブルセラ病、ヨーネ病、これは下痢が止まらなくてやせて死ぬという病気、それから最近では世界中騒いだBSE。伝染病というのは本当に畜産の最も恐ろしい敵なわけです。今度は、口蹄疫という東南アジア一帯に広まっているこの病気が、いよいよ日本に侵入したのかなという感じではありますけども、やはり、過去の伝染病に対する経験、私たちの防疫の考え方を、今一度見直して、大河の堤防もアリの一穴から壊れるということわざを常に思って、この口蹄疫対策を関係機関ともども、私も地域でがんばりますし、皆さんともどもこの防疫をやっていただきたいと、いうふうにお願いを申し上げまして終わりにします。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、2番・黒沼君の一般質問を終了します。

続いて、4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君）（登壇） それでは、質問させていただきます。

池田町長の一期目の任期があと4カ月ほどとなりました。そこで、次期町長選挙に向けた考え方、また町政担当についての考えをお伺いいたします。

池田町制は、一期目の成果を見ようとせず、直前に不幸にも逝去されました今西猛前町長の後を引き継ぐようなかたちで、平成18年10月に町長選挙において、多くの町民の信託を受け誕生いたしました。

平成13年度頃より、国からの地方交付税が削減されはじめ、13年度は55億円ほど地方交付税がありましたが、14年度は48億円台となり、13年度に比べ5億円以上減額、さらに16年度以降は41億円から42億円台となり、13年度に比べますと10億円以上の減額となっています。そういう厳しい町財政運営の真ただ中に池田町政は誕生したということになります。その町政の舵取りは大変だったものというふうに思うところでもあります。

また、社会を取り巻く状況は、予想はされていましたが、少子高齢の社会、家畜糞尿やごみ処理などの環境問題、経済低迷による雇用と公共工事の減少など、次々と課題が押し寄せてきました。

そういう中で、池田町政は労使間の苦しい選択の中、たびたびの給与の減額、手当の減額などで職員費の抑制を図ってきました。

町立病院の道の方針の診療所化に対しては、町民の命を守るため「標茶町立病院改革プラン」を策定し、現状の医療体制の堅持にあたってきました。

町の基幹産業の酪農政策にあっては、21年度は「標茶西部地区畜産担い手育成総合整備

事業」に着手、専門分野だけにことさら英知を発揮されてきました。

各種取り組まれた事業は数多くありますが、とどまることのない住民サービスを目指し、なおかつ歳出抑制による財政の健全化を推し進めることに、池田町長はこの4年余りの間果敢に取り組んできました。

そのことは、町民各位が大いに評価するところだというふうに思います。

時は、平成13年から22年まで、今年度まで、第3期総合計画が終結し、明年の平成23年より始まることとなります第4期計画が始まります。今年度はその計画立案の重要な年にあたります。酪農等の産業振興、教育振興、生活に関わる医療、福祉の振興など数多くの課題が山積していますが、ぜひ、次期の町制を池田町長に担っていただきたいというふうに考えるところであります。

そこで次期町政担当について、再度立起の考えをお伺いいたします。

あわせて、次期町政を担当しようとする上での重要施策の考えについてもお伺いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番・伊藤議員の次期町政担当の考えについてとのご質問にお答えいたします。

議員もご指摘されましたように、私にとりましては、今西前町長の急逝という、誰もが耳を疑った突然の悲報を受け、混迷の中での急遽の判断ではありましたが、3,573人の町民の皆様の暖かいご支援をいただき、この重責を担うこととなり、準備運動も助走も何もないまま、いきなり走り出し、何度も息切れしそうになりながらも、なんとか今日まで、気がつけば3年7カ月が過ぎていたというのが、正直な感想であります。

この間、毎年新しい総理大臣と共に新年を迎えました。

この事が全てを物語っている訳ではありませんが、私達を取り巻く社会経済状況は、生活の隅々まで、グローバル化の影響を色濃く受け、目まぐるしく激動を繰り返し、資源や食料や労働力までも外国に依存しての繁栄や豊かさが、如何にもろく、危ういものかを痛感させられてきました。

とりわけ一部大都市を除く大半の地域で、景気低迷は一層深刻さを増しており、本町においても例外ではありませんが、そんな中で、皆様のご理解とご支援をいただきながら、職員一丸となって国の経済対策の最大限の活用を図り、町内経済の下支えと雇用の確保を最優先に、直面する課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、本町は財源の多くを国・道に依存し、且つ緩やかながら、過疎化が進む広大な行政エリアを有しており、後年度負担への影響をできるだけ抑え、財政規律の堅持を図りながら、多様な行政ニーズに応えていくための選択肢は、現実的には限られたものであり、多くの課題が山積をしております。

私は社会のあり様として、人は一人一人みんな違うんだということをお互いが認め合い、法やルールを守り、お年寄りや子どもや障がいを持つ人など、弱い人を大事にし、き

ちんと税金を払った人が、安心して老後を迎えることのできる社会の実現が最重要であると思っております。

人は一人では生きられません。迷惑をかけたり、かけられたりで成り立っているのが、地域社会だと思います。お互い様ですよと笑顔で言えることができれば、隣のおばあちゃんは どうしてるのかと気にかけて、元気ですかと声をかける、そんな、ほんの少し優しさを持つことができれば。この町に住もうと決めたのは、最終的には自分自身だったはずですが。

思い通りにならないからといって、いたずらに、不平、不満や、文句を言うばかりでなく、自分でできること、例えば、ゴミを捨てない、家の周りぐらいゴミを拾う、伸びすぎた草を刈る、花を植える、また、どんなに可愛い大事なペットであっても苦手な人がいることにも思いやり、不快な思いをさせない、そんな小さな当たり前の事を、一人でも多くの方が実行することができれば、私達の地域は、町はもっともっと暮らしやすく、季節を感じ、朝早く起きて、外に出ることが楽しくなるのではないのでしょうか。

国の財政状況や人口減少下での少子高齢化、グローバル化の進展、気候変動等の現実を直視すれば、これからも、楽観的な将来展望を描くことは、決して、たやすいことではないと思えます。

私はこれまで、町づくりの様々な場面で多くの町民の皆さんにお会いし、自分達が暮らす地域、町づくりへ熱い思いと、その実現のため、手を携えて積極的に行動する姿を目の当たりにし、協働のまちづくりの成果を肌で感じる事ができました。

これこそが標茶の真の財産であり、誇るべき伝統であり、未来を切り開く原動力であると確信をしております。

こんな時代であればこそ、世の中に多くを期待するばかりではなく、足元をしっかりと見据えて、自分の足で、ペースで歩き出すことが大事だと思います。例え小さな一歩でも、歩き出さなければ、前には進めませんし、目的地にも到着できません。

町づくりの主役は紛れもなく、一人一人の町民です。

より多くの町民が、健康で、日々の暮らしに喜びや幸福を感じることができ、住んでよかった、これからも住み続けていきたいと思える町をめざし、これまで、みんなで育んできた、共に知恵を出し合い、汗を流す協働のまちづくりの一層の前進を図りながら、町民の皆さんの熱い思いを、一つでも多く実現できるよう、微力ではありますが、ふるさと標茶のために、引き続き、全力で取り組んでいく覚悟を新たにし、来るべき町長選に再度、立候補することを決意いたしました。

素より浅学非才の身であり、未熟さへの謙虚な反省を忘れることなく、これからも向上心をもって研鑽に務め、より透明な、判りやすい町政運営を心がけて参りたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願いをいたします。

また、次期町政の重点施策はとのお尋ねであります。現在鋭意作成中の第4期総合計画に寄せられました、多くの皆さんの思いも大切にしながら、しかるべき時にお示したいと考えておりますので、今しばらく時間をいただきたいと存じます。

基本的には、私がこれまで機会ある毎に申し上げてきましたように、先人が切り開き、守り育ててきた、6万ヘクタールの森林と3万ヘクタールの農地、そして3本の河川と1万ヘクタールの湿原という、多様な命の溢れる豊かな自然の恩恵に感謝と敬意を払い、このかけがえのない財産をしっかりと守り、次の世代に手渡していくことがこの時代に生きる私達の使命であり、責務ではないのか、との思いを大事にしながら、この恵まれた財産の、より広範な可能性を模索していく中で、酪農・畜産を基幹とする一次産業の振興と観光、商工業との融合を図りながら、町内経済の活性化と、なにより、町民の皆さんの命と財産を守り、より安全な、より便利な、より快適な暮らしを目指して行くとの、従来からの考え方から、大きく変化するものではありませんが、歴史的な政権交代による変革という、新たな時代にも、迅速に且つ柔軟に対応し、確かな将来展望を切り開いて行かなければならないとの認識もしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(拍手)

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

○4番（伊藤淳一君） 終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、4番・伊藤君の一般質問を終了いたします。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（発言席） 通告いたしました2件について、質問させていただきます。

大変、前の質問で町長の決意が出まして、ニュース性が高まる中でございますけども、私の質問も大変大事でございますので、熱意あるご答弁を期待しております。

まず、1件目といたしましては、改正過疎法の制定による本町の事業計画と方針についてですが、21年度をもって期限切れとなる過疎地域自立促進特別措置法を、2016年3月まで6年間延長することで同法の改正案が本年の3月10日与野党合意のもと、国会で可決、成立されました。それに伴って一部改正によりまして過疎地域の指定要件を緩和し、道内では小樽市、浦河町、羅臼町が追加指定されることが報道されておりました。

議会といたしましては、前期の総務委員会所管事務調査の段階におきましては、この過疎法による過疎債を活用した事業や22年度末までの第3期総合計画に財政的な影響が及ぶのではないかと、また、新規及び継続事業のまだ定められないなどとの議論をされた経緯がございますが、申すまでもなく、過疎法は人口減少や財政力指数などの要件を満たした市町村を過疎地域に指定し、地方交付税で元利償還の7割を手当する過疎債の発行を認められることから、過疎対策の中心は何と言っても過疎債であり本町においてもこれまで起債の性格上、いわゆるハード事業や施設等を主に限定されてきた経緯があると思います。今回の改正で注目すべきは、過疎債による財政支援として地域医療の確保、また、住民の日常的な移動のための交通手段の確保などソフト事業等にも広げることを盛り込まれておりました。

言うまでもなく、今後の過疎対策は人口減少化における地域の再生・地域の自立がキー

ワードであると思いますが、改正過疎法による計画と方針につきまして、以下見解を伺いたいと思います。

17年度から21年度までの過疎債充当事業の成果につきましては、どのように総括をされているのか。

改正過疎法においての対象となるソフト事業についての計画はもられてあるか。

改正過疎法による本町の事業計画の方針を示される時期につきましては、どのように考えているのか。

以上、三点について伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の改正過疎法制定による本町の事業計画と方針についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、過疎地域自立促進特別法の一部が改正され、6年間延長となり、本町といたしましても安堵したところであります。

改正の概要は、期間の延長のほか、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件追加、特別措置の拡充、市町村計画の策定義務付けの見直し等があり、その中で対象地域の拡大やソフト事業への拡充、対象施設の追加等が図られたものであります。

議員お尋ねの「平成17年から21年までの過疎債充当事業の成果について、どのように総括されているのか」についてお答えいたしますが、この5年間において29事業、起債額は総額で5億8,100万円となっており、その事業内容は、道路整備、治水事業、下水道整備、消防力向上、社会福祉施設整備、通信施設整備と多岐にわたっておりまして、まさしく本町の活性化を牽引してきた制度であると認識するとともに、必要不可欠な制度であると考えております。

次に、「改正過疎法において対象となるソフト事業の計画はあるか」とのお尋ねであります。今回の改正により、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全、安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業への活用が可能となりました。

現在、計画策定の作業を進めておりますが、新たな視点も加え各現場からから事業集約を行っており、その中で制度活用できるものについては積極的に活用したいと考えております。

最後に「改正過疎法の新しい事業計画の方針が示される時期については」とのお尋ねにお答えいたしますが、現在行なっております事業集約を行なった後、道との協議を経て、9月の定例会において提案する予定となっております。

非常に厳しいスケジュールとなっておりますが、本町における懸案事項、住民の要望等を的確に捉え、また、新たな総合計画も念頭におき、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 総括的な実績等々につきましても、予算の中でもいろんなご質疑が出ておりましたし、その実績等につきましても、認識をするところではありますが、課題は、いわゆる改正にされて、ソフト事業というのはいろんな分野が出てくる。特にその活用については、大いに積極的にという今ご答弁でございました。特に、医療の確保なんていうのは、これからも営々として、中核病院の立場からは避けて通れないと思いますし、この医療の確保等々について、具体的に医師の確保ですとかどういう部門でそれを活用されるかというのは、ものすごく大事なことかな。私は特に改正された中で、ソフト事業の一つのメインというのは、例えば医療の確保が一つになってくるのかな。そういう面におきましては、特にこれを重点的にぜひ前向きに考えていかなきゃならない。具体的には今の立場では、標茶町立病院というのは、医師の確保については営々努力されてきているのが現状でございます。しかし、この過疎法の改正にともなって、それを大いに重点政策の中に盛り込まれるということになれば、それは積極的に考えていかなければならない。そのことは、9月にあらあら示されるということ、今ご答弁いただきましたが、そういった点につきましては、積極的な取り組みというのを期待したいのですが、それについて、今の現状で、どうお答えするかは期待しておきたいと思いますが、そのほかに、きめ細かい改正に伴っての、例えばこういうことが出てくるかなど。基金の創設なんていうのも一つ考えられるのかなど。改正に伴ってのいわゆる過疎対策基金の創設、これなんかも非常に人材の育成とか、多様な政策に伴って、そういう点も視野に入れていかなきゃならない。そのことについて、二点ほど再質問させていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

ソフト事業等々につきましても、それからハード事業等々についても、現在担当のほうで集約をしている段階でございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

ただ、私どもが非常に懸念をしておりますのは、全体としての事業量が増額されている情報はないわけでありまして、ここらへんのところをどう判断していくのかということ、私ども非常に懸念をしております。国の財政状況等々をみましたときには、いわゆるこの事業に対する対策が格段に増大されるということについては、なかなか考えにくいのではないのか、等々考えておりまして、いずれにいたしましても、これは別に一町村あたりいくらという配分がある事業ではありませんけれども、そこら辺も、国、道等の動向も判断をしながら、9月に私どもとしての計画を提示させていただきたいと思っておりますし、先ほど基金の創設等のご提案もございましたけれども、その点も含めまして検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 9月に一定程度お示しなされるということでございますが、その中でまた、ご質問等が出ましたら機会を得まして、その過疎債について質問させていただ

きたいと思っております。

次に、2件目といたしまして、教育委員会関係等々につきまして伺いをいたします。

まず、生活習慣病対策等の課題と対策について質問いたします。

近年、我が国におきまして食生活や生活環境は、豊かでいわゆるヨーロッパ型の文化生活になっておりますが、こうした文化生活が、かつては成人病と言われていたものが生活習慣病にかわり、心臓病を始めとして健康障害をもたらし、ガンや脳血管疾患、心疾患が主要な死亡順位になっており、三大生活習慣病が全体の60%以上を占めているといわれております。執行方針で「だれもが健康で安心して暮らせる快適なまち」を目指してとして、疾病予防の観点から健康づくりについて普及、啓発について述べておられますが、本町において生活習慣病対策における課題と今後の改善策についてどう取り組んでいくのかを伺いたしたいと思います。

次に児童生徒の生活習慣病事前予防対策について伺います。

前段申しました生活様式の変化によりまして、その病態が児童においても増加し、小児生活習慣病という定義が一般化してきております。

そこで、学校での健康教育や健康相談活動によるメンタル的な推進と充実は児童が将来にわたって心身ともに健康に生きていく力を育むための基礎となっていくと思っておりますが、予防対策の重要性、必要性の認識についてどのように考えておられるのか。

健康指導面で学校保健安全法が定める検診等の実施について、どのように進めていかれるのか。

以上、二点につきましての見解を伺いたしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の「生活習慣病対策等の課題と改善策について」のご質問にお答えをいたします。

生活習慣病は、心臓病や脳卒中、糖尿病や合併症の腎臓病を発症し、日本人の死亡原因の6割は、ガンを含めた生活習慣病であることから、国は「健康日本21」で「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」による“健やかな生活習慣”を国民運動として展開しております。

また、平成20年度から各医療保険者に対し、生活習慣病の原因とされる内臓脂肪による肥満、いわゆるメタボリック症候群の早期発見を目的に、40歳から74歳までを対象とした特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられました。

本町では「保健福祉総合福祉プラン」や「特定健診等実施計画」に基づき、肉体改造教室やメタボ予防の運動教室、保健推進員によるミニ健康祭り、総合健診結果報告会での栄養相談などを実施し、健康づくりの普及、啓発に取り組んでいるところであります。

また、「自分の健康は、自分で守る」という意識を早い年代から持っていただけるよう、平成20年度からは、総合住民健診の対象年齢を10歳引き下げ、20歳から実施しているところで、平成21年度の特定健康診査の受診率は39パーセントとなっております。

本町の特定健康診査の受診状況では、女性より男性の受診率が低いことや、働き盛りである40歳から50歳の受診率が低くなっております。

今後の生活習慣病対策につきましては、現状の実施事業のさらなる充実や、生活習慣病の早期発見につながる特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、メタボリックシンドローム該当者に対する特定保健指導の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続き、教育委員会に対する「児童生徒の生活習慣病対策事前予防対策について」のご質問にお答えいたします。

一点目の、「児童生徒に対する生活習慣病予防対策の認識について」であります。子どもたちが健やかに成長していくためには、適度な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であると考えております。

子どもがこうした生活習慣を身に付けていくためには、家庭の果たす役割が大きいところですが、議員ご指摘のとおり、一般的に最近の子どもたちの生活習慣の変化、乱れにより小児生活習慣病といわれる肥満傾向にあることも事実であります。

肥満は将来の生活習慣病につながるものであり、子どもの頃から望ましい食生活や運動習慣も含めた適切な生活習慣の形成が重要であり、家庭、学校が連携し、改善に取り組んでいくことが大切であると考えております。

学校においては、子供たちへは小学校・中学校の保健に関する内容の中で「健康な生活と疾病の予防」を指導しているところであり、また、養護教諭による児童生徒への指導、相談、学校給食を通しての食育など行っているところであります。

また、家庭での規則正しい生活習慣を身に付けるために平成18年度から全国的な運動である「早ね、早起き、朝ごはん」の取り組みをお願いしているところでもあります。

二点目の、児童生徒の検診等の健康指導実施についてであります。学校保健安全法に基づき、定期健康診断をはじめとする、内科検診、尿検査、心臓検診等各種検査を実施しながら、疾病の早期発見・早期治療に努めております。昨年4月「学校保健安全法」の一部内容が改正され、新たに「保健指導」が加わり、学校においては、養護教諭を中心として、担任、学校医など関係職員が連携し、健康相談や日常観察により健康状態を把握するなど、組織的な保健指導と併せ、保護者への必要な助言を行うなど家庭とも連携した保健活動が求められているところでもあります。今後さらに検診等の検査結果をもとに養護教諭を中心とした健康相談等の充実をはじめ、各家庭、専門機関との連携を密にした児童生徒の生活習慣病予防を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 再質問ということで、ともに行政側にとりましても、大変この生

活習慣病対策、積極的に取り組んでいるということは評価されていると思います。私も、釧路管内の受診率はかなり上のほうだということは聞いておりましたし、それに伴って、例えば保健推進委員のこれからの活躍というのですか、そういった面でもかなりウエイトが占めてくるのかなど。今の保健推進委員の方々というのは、現状たずさわっている方は何名くらいいらっしゃるかと、これに伴って、増員というのですか、設置規則等々ございますが、現在委嘱されているの方々、それと以後についての計画的なものに、これに伴って考えているのか。その一点をお伺いしたいのと、学校側のほうの関係についてでございますが、教育長の中では、学校保健の安全法が改正に伴って、学校医とか、その方々と連携して取り組むと。保険法が改正された中に、学校保健委員会の設置の責務というのとはなっていないと思いますが、そういったことも学校保健委員会、いわゆる子供たちに対する保健を専門的に設置してそれをみていく。そういう設置についての考えは当然いくのかなど思いつながら思っていたのですが、その学校保健委員会の設置等についてはどのようにお考えか。もしくは、今後の対策等含めて、この点だけお聞きをしておきます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えいたします。

保健推進委員に何名の方を委嘱しているかということでございますけれども、ちょっと詳細につきましては担当のほうからお願いをいたします。ただ、基本的な考え方を申し上げたいと思いますけれども、各地域から推薦をされておまして、現状で、もし何か不都合なことがあるということであれば、それはそれで対応してまいりたいと思います。私も各地域から保健推進委員の皆さま方の活動というのは非常に重要だと、そのように認識しておりますし、先ほど申しましたけれども、やはり私どもの町の一番の宝は協働のまちづくりでありますから、そういったことを進めていくためにも、そういったことには適切に対応してまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 保健推進委員の状況ですが、現在40数名ということで、ちょっと正確な数字は今持ち合わせておりません。ただ、保健推進委員につきましては、本町を川西地区、川東地区、虹別・弥栄地区、磯分内・栄地区、オソベツ・久著呂・沼幌地区、阿歴内・塘路地区、茶安別地区というようなことで、全体の会議それから地区別のブロックの会議ということで、それぞれ活動をしているということでご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思います。

法の一部改正によりまして、学校保健計画を立てなければならないということでありまして、その保健計画のもとに、それぞれの学校において保健委員会の設置を促しております。大部分の学校につきましては、その保健委員会を設置しておりますし、そのほかの小規模校につきましては、それに類似したかたちの委員会を設置いたしまして、それぞれ

子供たちの健康管理あるいは安全管理に関して、年間を通して計画的に進めているということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

◎報告第5号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5。報告第5号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 報告第5号の内容についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成21年度標茶町一般会計補正予算(第6号)並びに(第7号)で議決をいただきました14件の繰越明許費繰越計算書の調製でございます。

当該14事業につきましては、平成21年度歳出予算のうち、その性質上または予算成立後の需要に基づき、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて予算の定めるところにより平成22年度へ繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

報告第5号。繰越明許費繰越計算書の調製について。

平成21年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するというものであります。

次ページをお開きください。

平成21年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款1項、事業名、地域情報通信基盤整備事業、金額1億1,600万円、翌年度繰越額1億1,600万円、左の財源内訳ですが、未収入特定財源で国道支出金で9,334万9,000円、地方債で2,260万円、一般財源で5万1,000円であります。

8項、事業名、地域活性化経済危機対策事業、金額3億4,751万5,000円、翌年度繰越額1億3,560万円、財源内訳、未収入特定財源で国道支出金で1億607万円、一般財源で2,953万円。

事業名、地域活性化きめ細かな対策事業、金額1億8,373万2,000円、翌年度繰越額1億8,373万2,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金で1億6,710万円、一般財源で1,663万2,000円。

3款1項、事業名、子ども手当準備事業、金額360万円、翌年度繰越額360万円、左の財源内訳、未収入特定財源で国道支出金で360万円。

6款1項、事業名、畜産担い手育成総合整備事業（標茶東部地区）、金額1,981万6,000円、翌年度繰越額1,140万円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金で334万3,000円、その他で800万3,000円、一般財源で5万4,000円。

畜産担い手育成総合整備事業（虹別地区）、金額4,477万2,000円、翌年度繰越額1,737万7,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金で509万5,000円、その他で1,219万9,000円、一般財源で8万3,000円。

畜産担い手育成総合整備事業（標茶西部地区）、金額9,345万1,000円、翌年度繰越額4,035万3,000円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金1,183万4,000円、その他で2,832万5,000円、一般財源19万4,000円。

道営草地整備事業（公共牧場中核型）負担金（多和第2地区）、金額2,985万7,000円、翌年度繰越額562万5,000円、財源内訳につきましては一般財源で562万5,000円であります。

9款1項、事業名、防災情報通信設備整備事業、金額958万7,000円、翌年度繰越額958万7,000円、左の財源内訳、未収入特定財源で国道支出金では942万円、一般財源で16万7,000円。

10款2項、事業名、塘路小学校（校舎）耐震改修事業、金額1億4,100万円、翌年度繰越額1億4,100万円、既収入特定財源で3,600万円、未収入特定財源で、国道支出金では8,768万4,000円、地方債で1,700万円、一般財源で31万6,000円であります。

事業名、磯分内小学校（屋体）耐震改修事業、金額2,107万円、翌年度繰越額2,107万円、既収入特定財源では400万円、未収入特定財源では、国道支出金で1,394万8,000円、地方債で230万円、一般財源で82万2,000円であります。

3項、事業名、塘路中学校（校舎）耐震改修事業、金額1億5,328万円、翌年度繰越額1億5,328万円、既収入特定財源では3,000万円、未収入特定財源では、国道支出金で9,699万2,000円、地方債で2,560万円、一般財源で68万8,000円であります。

事業名、塘路中学校（屋体）耐震改修事業、金額6,500万円、翌年度繰越額6,500万円、既収入特定財源では1,200万円、未収入特定財源では、国道支出金で4,841万6,000円、地方債で350万円、一般財源で108万4,000円。

事業名、虹別中学校（校舎）耐震改修事業、金額4億1,215万円、翌年度繰越額4億1,215万円、既収入特定財源では4,800万円、未収入特定財源では、国道支出金で2億9,454万2,000円、地方債で6,900万円、一般財源で60万8,000円であります。

合計では、金額16億4,083万円、翌年度繰越額13億1,577万4,000円、既収入特定財源1億3,000万円、未収入特定財源では国道支出金で9億4,139万3,000円、地方債では1億4,000万円、その他で4,852万7,000円、一般財源で5,585万4,000円であります。

調製につきましては、平成22年5月31日であります。

以上で、報告第5号の内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第5号は、終了いたしました。

◎議案第33号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。議案第33号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第33号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてでございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容につきまして資料と合わせてご説明申し上げます。

資料のほうは、1ページになります。

議案第33号。工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的は、塘路小中学校耐震改修・改築建築主体工事です。資料のほうにまいります。工事概要は、耐震改修で既存校舎、鉄骨造2階建926平方メートル、既存屋体、鉄骨造で平屋建455平方メートル。補強・改修方法につきましては、壁ブレース補強並びに増設、床・屋根ブレースの補強並びに増設、校舎・屋体の断熱及び内外装の改修。改築といたしましては、木造平屋建317平方メートルでございます。工事場所は塘路8番地1でございます。契約金額ですが、2億9,757万円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は、平成22年6月8日。

指名業者の状況は、サトケン・星特定建設工事共同企業体、赤坂建設株式会社、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の五社で入札を行った結果、1回で落札いたしました。契約の相手方予定施工業者名ですが、サトケン・星特定建設工事共同企業体で、代表者川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン代表取締役佐藤紀寿。構成員、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店代表取締役佐藤正です。

竣工予定日は平成23年2月15日です。新規・継続の別は新規です。

備考といたしまして、予定価格3億94万500円で事前公表でございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案可決されました。

◎議案第34号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。議案第34号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第34号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容につきまして資料と合わせてご説明申し上げます。

資料は、2ページになります。

議案第34号。工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的、虹別中学校改築建築主体工事です。資料にまいります。工事概要、木造平屋建1,514平方メートルです。工事場所は虹別原野67線103の4です。契約金額は、3億975万円です。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は、平成22年6月8日。

指名業者の状況は、赤坂・星特定建設工事共同企業体、株式会社サトケン、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社。契約の相手方予定施工業者名は、赤坂・星特定建設工事共同企業体、代表者川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地、赤坂建設株式会社代表取締役赤坂充哉。構成員、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店代表取締役佐藤正。

竣工予定日は平成23年2月15日です。新規・継続の別は新規です。
備考といたしまして、予定価格3億1,469万5,500円。事前公表でございます。
以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案可決されました。

◎議案第35号ないし議案第38号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。議案第35号・議案第36号・議案第37号・議案第38号を一括議題といたします。

議題4案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第35号の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、北海道の支庁制度改革が実施され、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が、本年4月1日から施行されたことに伴い、各支庁の呼称が各総合振興局及び振興局に変更されたもので、本規約を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるため提案するものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第35号。北海道市町村備荒資金組規約の変更について。

北海道市町村備荒資金組規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。というものでございます。

次ページにまいります。

北海道市町村備荒資金組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村備荒資金組合同規約（昭和31年規約第1号）の一部を次のように変更する。
第6条中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改める。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。というものであります。

続きまして、議案第36号の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましても、先ほどの議案でもご説明をいたしましたが、北海道の支庁制度改革に伴うもので、本規約を変更する必要が生じたものでございます。

変更内容は、支庁名の変更に伴う区分欄の名称変更、網走をオホーツクに名称変更するほか、檜山の使用漢字の変更、幌加内町・幌延町・石狩西部広域水道企業団・西天北五町衛生施設組合をそれぞれ区分移行する必要が生じたので、議会の議決を求めるため提案をするものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第36号。北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組合同規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。というものでございます。

次ページへまいります。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

第5条の表中「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改める。

別表中「石狩支庁管内」を「石狩管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島管内」に、「桧山支庁管内」を「檜山管内」に、「後志支庁管内」を「後志管内」に、「空知支庁管内」を「空知管内」に、「上川支庁管内」を「上川管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振管内」に、「日高支庁管内」を「日高管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路管内」に、「根室支庁管内」を「根室管内」に、「（桧山）」を「（檜山）」に、「（網走）」を「（オホーツク）」に改める。

別表空知管内の項中「幌加内町」を削り、同表上川管内の項中「占冠村」の下に「幌加内町」を加え、同表留萌管内の項中「幌延町」を削り、同表宗谷管内の項中「枝幸町」の下に「幌延町」を加え、一部事務組合（石狩）の項中「石狩西部広域水道企業団」を削り、（留萌）の項中「西天北5町衛生施設組合」を削り、（宗谷）の項中「利尻島国民健康保険病院組合」の下に「西天北5町衛生施設組合」を加え、（札幌）の項中「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」の下に「石狩西部広域水道企業団」を加える。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項

の規定による総務大臣の許可の日から施行する。というものでございます。

続きまして、議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましても、先ほどまでの2議案でご説明をさせていただきました北海道の支庁制度改革に伴うもので、各支庁名及び網走をオホーツクに名称変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるため提案するものであります。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第37号。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求める。というものでございます。

次ページへまいります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「石狩支庁管内」を「石狩振興局管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「檜山支庁管内」を「檜山振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「空知支庁管内」を「空知総合振興局管内」に、「上川支庁管内」を「上川総合振興局管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振総合振興局管内」に、「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に、「根室支庁管内」を「根室振興局管内」に改める。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。というものであります。

続きまして、議案第38号の提案趣旨並びに内容について、ご説明をいたします。

本案につきましても、先ほどまでの3議案での説明と同様でありまして、北海道の支庁制度改革に伴うもので檜山の使用漢字の変更も行ないますし、各支庁名の変更に伴う各会長名、副会長名の呼称変更をするほか、幌加内町・幌延町・西天北5町衛生施設組合をそれぞれ区分移行する必要が生じたので、議会の議決を求めるための提案をいたすものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第38号。北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

北海道市町村総合事務組合規約を変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次ページにまいります。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

第6条第1項中「各支庁管内町村会長」を「各地区町村会長」に改め、同条第2項中「支庁管内町村会副会長」を「地区町村会副会長」に改める。

第7条第2項中「支庁管内町村会長」を「地区町村会長」に改める。

別表第1中「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「渡島支庁」を「渡島総合振興局」に、「桧山支庁」を「桧山振興局」に、「後志支庁」を「後志総合振興局」に、「空知支庁（35）を空知総合振興局（34）」に改め、「幌加内町」を削り、「上川支庁（30）を上川総合振興局（31）」に、「鷹栖町」を「幌加内町、鷹栖町」に、「留萌支庁（13）を留萌振興局（11）」に改め、「幌延町」及び「西天北5町衛生施設組合」を削り、「宗谷支庁（15）を宗谷総合振興局（17）」に、「猿払村」を「幌延町、猿払村」に改め、「利尻島国民健康保険病院組合」の次に、「西天北5町衛生施設組合」を加え、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に、「胆振支庁」を「胆振総合振興局」に、「日高支庁」を「日高振興局」に、「十勝支庁」を「十勝総合振興局」に、「釧路支庁」を「釧路総合振興局」に、「根室支庁」を「根室振興局」に改める。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第35号・議案第36号・議案第37号・議案第38号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 議題4案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第35号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第38号の質疑を終わります。

以上で、議題4案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題4案を一括して採決いたします。

議題4案をいずれも原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号・議案第36号・議案第37号・議案第38号はいずれも原案可決されました。

◎議案第39号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。議案第39号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第39号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「地方公務員法」の改正が行なわれまして、「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例」の改正が必要となったものでございます。

改正内容は、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、または、活動することができる期間に、従前からございます年次有給休暇などのほかに「時間外勤務代休時間」を追加するものとして提案するものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第39号。職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

次ページにまいります。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年標茶町条例第25号）の一部を次のように改正する。

従前の第2条第2号を3号に分割し、2号に新たな項目として時間外勤務代休時間を追加するものでございます。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 時間外勤務代休時間、休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

第2条に次の1号を加える。

(3) 年次有給休暇及び休職の期間

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。というものでございます。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は原案可決されました。

◎議案第40号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。議案第40号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第40号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正が行われ、本年6月30日から施行されることに伴い、「標茶町職員の育児休業等に関する条例」の改正が必要となったものでございます。

改正内容は、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、職員は育児休業することができるというものでございます。

また、育児短時間勤務職員についても同様の改正がされております。

また、出生の日から人事院規則で定める期間内に最初の育児休業をした職員は、特別

の事情がない場合でも、原則1回のみ取得でありましたものが再び育児休業をすることができるように改正され、その期間を57日と定めるであります。職員の子育て支援の推進を図るものとして、ご提案を申し上げます。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第40号。標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

次ページにまいります。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。

育児休業することができる職員の規定でございますが、職員の配偶者の就業の有無や、育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、職員は育児休業取ることができる改正を併せ非常勤職員と臨時職員の取り扱いが、地方公務員法の育児休業法の中で同様の規定がされたもので、本条例から文書の削除をするものでございます。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

続きまして、育児休業の取得は原則1回でございますが、出生後57日以内に育児取得した場合、特別の事情がなくても再取得ができるという改正でございます。

57日については、誕生日1日そして産後8週間の56日を足したものでございます。

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

続きまして、再度の育児休業ができる特別の事項でございますが、3歳までの育児休業再取得が認められることになる改正でございます。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

続きまして、育児承認の取消し事由でございます。子の親が常態として養育できる場合でも、取消し事由に該当しなくなったというものでございます。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。というもので

ございます。

続きまして、育児短時間勤務することができない職員についての項目でございますが、短時間勤務職員も正職員と同様に取り扱われるための改正でございます。

第9条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

続きまして、育児短時間勤務職員について、条例第2条の改正と同様に職員の配偶者の就業の有無、育児休業の取得の有無の状況にかかわらず、育児短時間勤務職員についても改正を行なうものでございます。

第10条第1号中「育児短時間勤務」の次に「(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加え、「第13条第2号」を「第13条第1号」に改め、同条第4号中「第13条第3号」を「第13条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)」を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員)に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の際育児短時間勤務」に改める。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。という部分でございます。育児短時間勤務職員についての文言でございます。

続きまして、部分休業をすることができない職員、小学校就学前までの期間、2時間以内の部分休業の改正でございます。

第17条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削るものでございます。

続きまして、部分休業の承認についてであります。

第18条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加える。

附則といたしまして。

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第10条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案可決されました。

◎議案第41号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11。議案第41号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第41号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正が行われ、本年6月30日から施行されることに伴い、「標茶町職員の勤務時間および休暇等に関する条例」の改正が必要となったものでございます。

改正内容は、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児休業が拡大されたことに伴うことや、職員が育児のための時間外勤務の制限または免除の請求をすることができる項目が追加されましたことと、人事院規則の条の順番に合わせ条の入れ替えを行い整合性を図るというもので提案するものでございます。

以下、内容についてご説明をいたします

議案第41号。標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

次ページにまいります。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成8年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

条の入れ替えによる改正でございます。

第8条中「次条」を「第9条」に改める。

続きまして、人事院規則に準じて従前の第8条の2と第8条の3を入れ替え、整合性を図ることと、文言の整理を行なうものでございます。

第8条の2及び第8条の3を次のように改める。

従前の第8条の3であります。

(時間外勤務代休時間)

第8条の2 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年標茶町条例第3号。以下「給与条例」という。)第11条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項及び第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

続きまして、第2項の3歳未満の子の養育の制限が追加されたことに伴いまして、項番号及び引用規定等の整理を行なうものでございます。従前の第8条の2であります。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

次のページにまいります。

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

4 第1項及び前項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があ

る者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

休日の代休日についての読み替え規定でございます。

第10条第1項中「第3条第2項及び第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に改める。

続いて、介護休暇についての読み替え規定であります。

第16条第3項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）」を「給与条例」に改める。

附則といたしまして。

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求又はこの条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。というものでございます。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案可決されました。

◎議案第42号

○議長(鈴木裕美君) 日程第12。議案第42号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第42号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、「標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

同条例は、過疎地域自立促進特別措置法の趣旨に基づき、本町に事業場等を新設、又は増設するものに対し、固定資産税の課税免除を行い、もって本町における工業等の発展を促進することを目的に施行されたものであります。ご案内のとおり、法律が6年間延長になったこと、また、法律の一部改正が行なわれたことにより、その整合性を図るべく一部改正を行なうものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第42号。標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町工業等開発促進条例の一部を改正する条例。

標茶町工業等開発促進条例(平成12年標茶町条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条につきましては目的で、対象となる事業等を示しています。

第1条中「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業」に改める。というものであります。ソフトウェア業につきましては、電子計算機のプログラムをなりわいとするものであります。

情報通信技術利用事業につきましては、コールセンターをあらわしています。

適用実績の乏しいソフトウェア業を除外し、雇用確保の即効性、過疎地域での立地可能なコールセンターを新たに認めたものであります。

第2条は用語の定義であります。第2条第2号を次のように改める。

(2) 情報通信技術利用事業

情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。これがコールセンターをあらわすものであります。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。法律が6年延長になったことによるものであります。

附則であります。

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の標茶町工業等開発促進条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定に係わらず、平成22年3月31日以前に行われた申請、手続きその他の行為については、なお従前の例による。というものであります。

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） この条例の改正の中にソフトウェアの部分と旅館業という部分があるんですけども、今までに町でもって対応になったような状況があるのかないのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

これまで、平成12年からこの適用になった事業でありますけども、本町内では現行法内では2件、平成13年に株式会社ラグーンが1件、これは旅館業になります。それから平成16年にはカムイ・エンジニアリング、これは製造業でございます。以上、2件が現行の法律の中で適用となった事業所でございます。

○議長（鈴木裕美君） 12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 先ほど説明の中に、コールセンターというかたちの中で、6年の経過措置があるんですけども、今後事業等々が、本町に計画等がされてのものもあるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

ソフトウェア業を情報通信技術利用事業というふうに変わりましたのは、法律が変わったためであります。今現状、コールセンターの進出計画が現状あるかといいますと、現状のところはとらえてはございません。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は原案可決されました。

◎議案第43号

○議長（鈴木裕美君） 日程第13。議案第43号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君）（登壇） 議案第43号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成22年3月31日付で地方税法及び同施行令が交付されたことに伴い、町税条例につきましても関係部分の改正を要することとなりご提案申し上げるものでございます。

改正内容につきましては、町民税では年少扶養控除廃止後も個人町民税の非課税限度額制度活用のため、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告制度の創設。非課税口座内の小額上場株式等の配当及び譲渡所得等の非課税措置の創設。また、町たばこ税における税率の改正などであります。

標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページです。

標茶町税条例の一部を改正する条例。

標茶町税条例（昭和25年標茶町条例第65号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料に基づきご説明申し上げます。

資料の22ページをお開き願います。

標茶町税条例改正の内容についてご説明いたします。

区分、町民税、改正項目1. 納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金、関係条項、条例第19条、改正内容は条文中の引用する条項の規定整理と条文中の字

句の修正であります。施行・適用は平成22年10月1日となります。なお、この後の施行・適用は異なるものにおいてはご説明いたします。

2. 均等割の税率、第31条であります。条文中の引用する関係法令改正による規定整理であります。

3. 個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第35条の3の2、条の追加であります。年少扶養控除廃止後も個人町民税の非課税限度額制度等に活用するため、給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出するものとするを規定したものであります。施行・適用は平成23年1月1日であります。

4. 個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、第35条の3の3、条の追加であります。前項目と同内容であり、「公的年金等受給者」の申告について規定したものであります。

次に5番. 法人の町民税の申告納付と6番. 法人税割に係る不足税額の納付の手續、関係条項第47条と第49条、ともに条文中の引用する関係法令改正による規定整理と条文中の字句の修正であります。施行・適用は平成22年10月1日です。

次に、区分、固定資産税、改正項目7番. 固定資産税の納税義務者等、関係条項、第53条、条文中の引用する関係法令改正による規定整理であり、地方自治法改正によるものであります。施行は地方自治法の一部を改正する法律の施行の日、適用は平成22年度以後の年度分から適用し、平成21年度分までは、従前のおりとするものですが、現時点で法令は施行されておられません。

次に、区分、町たばこ税、8番. たばこ税の税率、関係条項、第94条、旧3級品以外のたばこ税の税率を平成22年10月1日以後に売渡し等が行なわれた製造たばこに限り、1,000本つき1,320円を引上げ、4,618円とするものであります。施行は平成22年10月1日、適用は平成22年10月1日（指定日）前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、従前のおりとするものであります。

次に、9番、たばこ税の税率等の特例、条例は条例附則第16条の2で前項目第94条の規定にかかわらず、旧3級品のたばこ税の税率を1,000本つき626円引上げ、2,190円とするものと、また、あわせて条文中の字句の修正を行っております。

次に、区分、町民税、10番. 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例、附則第17条の6の3、非課税投資額を毎年新規投資額で100万円を上限とし、投資総額を最大300万円とする内容などの、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入するものであります。施行・適用は平成25年1月1日となります。

次ページにまいります。

11番. 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例と12番. 保険料に係る個人の町民税の課税の特例で、関係条項は、附則第17条の10と附則第17条の11

で、ともに条文中の引用する関係法令改正による規定整理であり、施行・適用は平成22年6月1日となります。

次に、議案の32ページにお戻り願います。

下段の附則についてであります。附則につきましては、ただ今までの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第43号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 賛成できそうなもの、これはちょっとなあとと思うようなものもいっぱいあるのですけども、一つに絞ってだけ質問したいんですね。

それは、説明のほうの資料のほうで見たら分かりやすいかなと思うのですが、資料のほうの3番目なんですけど、「年少扶養控除の廃止後も」とありますけども、具体的にいえばどういうことなのかということと、背景があると思うんですね。なぜ、廃止になったかと。つまり、ここで生まれた財源が一体どこにいったのかというようなことについてまず一つ聞きたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 一括です。

○11番（深見 迪君） 関連しているからあれなんだけど、そしたら次言ってしまいますけども、税収はこれによって増えることになりますよね。そうするとその税収というのは、町民税の増税につながっていくんだと思うのですが、それはどうなのかということ。それから、そうすると当然保育料とか国保税に影響が出てくるのではないかと思います。どういう影響となって出てくるのかというようなことです。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） まず初めに年少扶養控除の廃止の部分であります。今回町税条例で改正の中には出てきませんが、地方税法の改正の中で扶養控除の見直しが行われておりました。年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除が、これは控除額33万円でありましたが、平成24年度から廃止になる予定となっております。

それから、町民税の税収が伸びるのじゃないかというお話ですが、まだ、平成24年度からありますので、具体的にどうなるのかというのは、なかなか見えづらいですが、地方税法の改正につきましても、国の中で示されている地方財政計画ですとか、特に本町の場合影響の大きい地方交付税制度の中に、税収の部分も取り組まれておりますので、町民税が伸びた部分については、おそらく交付税の中で調整がかけられてしまうと思いますので、税収増が即町全体の収入増にはつながりづらいのかなというふうに判断しております。

それから、税制改正の影響で保育料・国保料の関係がございましたが、国保税につきましても、基本的に本町につきましても但し書き方式ということで、所得の計算の中に

個々の控除の部分は算定に入りませんので、特に影響は出ません。それから、保育料の関係につきましては、合わせて所得税が平成23年から、これは控除額38万円ですが、この部分も廃止になりますが、おそらく所得税の税額で保育料の算定が行なわれておりますので、その部分は影響があるのかなというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） そういうことなんだと思うのですが、ここでちょっと質問するのも何かと思うのですが、やめたほうがいいのかと思うんですが、結局、国としては4,000億円とも5,000億円ともいうような金額が増えるというようなことになるんでないかと思うんですよね。いろいろ聞いたら、そっちで税収を増やして、一方で子ども手当や高校授業料の無料化の財源にしていくんだというような話も聞くんですけども、そういう情報はキャッチしていますか。

○議長（鈴木裕美君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） 担当の領域を超える答弁になる可能性があるかもしれませんが、平成22年からの子ども手当が、月額1万3,000円で年間15万6,000円ということで、これはもう決定事項であります。所得税と住民の改正の部分についても、税制の改正については決定しております。ただ、23年度以降の子ども手当の関係については、まだ決定しておりませんし、所得税、住民税合わせて増えた財源につきましても、現在、国において、子育て支援の部分で使うんだよということで、検討しているというふうに伺っております。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、一つには通常の目的税以外の税金についていいますと、特別増えた分を何に使うとかどうかという権利というのは、基本的には法的にはありません。目的税として設定されている部分については、それにしか使えないというかたちでありますから、今の通常の町民税の部分ですと、一般的に多様なものに使うという議論になろうかと思えます。

それと、先ほど税務課長が話した、いわゆる町税で増える部分があるのではないかと、説明の概略については、税務課長の説明のとおりでありまして、地方交付税の中で町民税の地方税の増えた分については調整されてしまいますので、基本的には当方で果たして増えたのか減ったのかということについては、なかなか分かりにくい状態になります。

ただ、理論的に言いますと、この増えた分がXだとしますと、0.25X分が自主的に使えるというふうに言われています。その金額というのはなかなか示すのは、国の金額でいうと、先ほど議員言われたように、4,000億円とか5,000億円とかという理論にはなるんですけども、町村段階でいうと、果たして0.25Xというのが一体どうなるのかというのが、なかなか答えにくいところがあります。ただ、いずれにしても国も全体的な財政計画の中で財源のやりくりとして、税法上の改正を行なっていますので、したがって、ここでよしあしとか議論がなかなかしにくいというのも、先ほど議員も多少指摘ありますけども、理

論的には使う道の云々という、先ほどの目的税の話とも裏返しの話でありますけども、議論としてあるんですけども、いいのか悪いのか正しいのかという議論となると、なかなか面倒な話になるのではないかなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） これは答弁がないかもしれませんが、結局こういう税条例の改正をするときに、このことが住民の一体利益につながるのかどうなのかということが、我々がこの場で審議しなきゃならない内容なんです。ただ、今の説明聞くと、これは町の責任ではないと思いますけど、さっぱりわからないと、金額的にも住民にとって大体こういうふうになるんでないかなということは、わかるような気がするけれども、さっぱりわからないと。そういう意味では、こういう税条例の内容が出ても、なかなか正しく審議というかな、することができないでないかなと思うのですよ。答弁ならないかと思うんですけども、私はそういうすごく感じを、説明を聞いて感じるのです。どうですか、感想としては。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 感想というよりは、法体系の中での話としてお聞きいただきたいのですが、いわゆる法律改正が行われた部分について、法律に基づいて条例設置されているというのが、今の趣旨でありますから、法改正された部分について条例で放置しておけるかという、いわゆる法制執務上の問題があります。この法制執務上の問題からしますと、法改正を行なったことに従わざるを得ないと。こここのところに、自主権がまだ、地方自治権といいますか自主権といいますか、そのへんがまだ、課税権限についてが100%移譲されていないところに、もともとの問題点があるわけでありまして、そここのところ今議論しようとしてもなかなか難しいかなと。できれば究極的にいうと、地方自治、地域主権という本当の主権の状態になると、法律の規定ではなくて、みずからの条例で収入を賄う規定をして、それに基づいてやっていくと。国等からの面倒をみてもらわないで、自主的にやっていく段階でいえば、自主的に条例の中で定めてやりとりすることになるかと思いますが、今の法体系の中では、あくまでも法の範疇の中で、国から地方交付税等の処置をされていますから、その分の裏返しとして、法律の規定に従わざるを得ないという難しい面もあることを、ぜひ、ご理解をいただきたい。議論としては、十分承っておきたいと思いますが。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

◎議案第44号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14。議案第44号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第44号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成22年5月19日公布、施行されました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の条番号が改正されたことと、法制執務上の整理をあわせ、標茶町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

なお、本案は6月8日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けておりますことを、ご報告申し上げます。

以下、内容について説明いたします。

議案第44号。標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の5」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第74条の4」に改める。

第13条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。というものでございます。

以上で、議案44号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は原案可決されました。

◎議案第45号ないし議案第47号

○議長（鈴木裕美君） 日程第15。議案第45号・議案第46号・議案第47号を一括議題といたします。

議題3案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第45号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、釧路町村公平委員会委員の選任についてでございますが、現委員3名の方々の任期が、平成22年7月31日となっておりますことから、次の方を釧路町村公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

今般、提案申し上げます方は、現委員でもあります安池仁氏でございますが、住所は厚岸町宮園3丁目23番地、生年月日は昭和15年8月1日であります。

経歴の仔細につきましては、省略をいたしますが、安池氏につきましては、自治体行政を通じて豊かな識見を有し、人格高潔であり、適任と考え提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意のほどを、お願いを申し上げます。

次に、議案第46号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、先ほどの議案でもご説明させていただきました、釧路町村公平委員会委員の選任について、現委員の任期切れに伴う新委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

提案申し上げます方は、現委員でもあります遠藤清一氏でございますが、住所は弟子屈町高栄2丁目5番24号、生年月日は昭和18年6月5日であります。

遠藤氏につきましても、安池氏同様に、自治体行政を通じて豊かな識見を有し、人格高潔であり、適任と考え、提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意のほどを、お願いを申し上げたいと思います。

次に、議案第47号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましても、先ほどの2議案でもご説明させていただきました、鉏路町村公平委員会委員の選任について、現委員の任期切れに伴う新委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

提案申し上げます方は、現委員でもあります馬場和男氏でございます、住所は白糠町西4条北2丁目1番地1、生年月日は昭和21年1月28日であります。

馬場氏につきましても、2名の方同様に、自治体行政を通じて豊かな識見を有し、人格高潔であり、適任と考え、提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意のほどを、お願いを申し上げたいと思います。

以上で、議案第45号・議案第46号・議案第47号の提案趣旨の説明を終わります

○議長（鈴木裕美君） 議題3案の審議を行います。

これより質疑を行います。

質疑は、議案ごとに行います。

初めに、議案第45号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第47号の質疑を終わります。

以上で、議題3案の質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

議題3案については、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

採決は起立により行います。

議題3案について、いずれも原案同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木裕美君) 起立全員であります。

よって、議案第45号・議案第46号・議案第47号は原案同意されました。

◎議案第48号ないし議案第49号

○議長(鈴木裕美君) 日程第16。議案第48号・議案第49号を一括議題といたします。

本案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長(森山 豊君)(登壇) 議案第48号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年度標茶町一般会計補正予算(第1号)であります。宮崎県で猛威を振るう口蹄疫への対策、教育環境の向上、今日的、経済環境を考慮した国保会計への支援、安全、安心対策等に資するため、歳入歳出それぞれ2億1,743万4,000円を追加し、総額を107億8,343万4,000円にしたいというものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、口蹄疫対策として500万円、風雲橋解体調査で2,000万円、防雪柵設置で1,903万円、標茶中茶安別線道路改良で4,659万3,000円、学校パソコン整備で5,010万円などを計上いたしました。

他会計への繰り出しにつきましては、国民健康保険事業事業勘定特別会計へ5,100万円を追加したところであります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込むとともに、地方交付税7,894万円を充当するなどにより、収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費で1件、債務負担行為で1件、地方債で2件を提案いたしております。

以下、内容についてご説明申し上げます。

平成22年度標茶町一般会計補正予算(第1号)。

平成22年度標茶町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,743万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,343万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明申し上げます。

13ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

4ページをお開きください。

継続費の補正であります。

8款2項、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業であります。補正前の額総額9,660万円に9,340万円を追加し、補正後の総額を1億9,000万円とするものであります。年割額は、平成22年度が3,400万円、23年度が1億5,600万円とするものであります。

20ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書であります。

補正後の内容でご説明申し上げますが、8款2項、事業名、標茶中茶安別線改良事業、全体計画の計では、年割額が1億9,000万円で、財源内訳の特定財源につきましては、国道支出金で1億3,300万円、地方債で5,700万円、当該年度支出予定額では3,400万円、当該年度末までの支出予定額は3,400万円、翌年度以降支出予定額は1億5,600万円です。継続費の総額に対する進捗率であります。平成22年で17.9%、平成23年度で82.1%となります。

5ページにお戻りください。

債務負担行為補正であります。

新たに1件追加するもので、事項といたしましては、農業経営基盤強化資金平成21年度下期、期間につきましては平成23年度から平成42年度、限度額につきましては融資額3億1,036万円に対する利子補給、年0.30から0.32%、金額が507万7,000円であります。

21ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。事項につきましては、農業経営基盤強化資金平成21年度下期でありまして、融資額3億1,036万円に対する利子補給507万7,000円を追加し58億2,838万2,000円とするもので、当該年度以降の支出予定額につきましては507万7,000円を追加し15億7,753万3,000円となりまして、うち、平成22年度支出額については変わりはありません。財源内訳につきましては、特定財源で国道支出金で1億5,516万3,000円。その他で12億9,887万円、一般財源では1億2,350万円であります。

6ページにお戻りください。

地方債補正であります。

起債の目的、1 過疎対策事業では、限度額 1 億310万円に標茶中茶安別線道路改良で 1,400万円、虹別斜線防雪柵設置で822万円、計2,220万円を追加し、補正後の限度額を 1 億2,530万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

次につきましても同じでありますので省略をさせていただきます。

起債の目的、3 地方道路等整備事業は、補正前の限度額 2 億1,890万円にふるさと農道緊急整備で270万円を追加し補正後の額を 2 億2,160万円とするものであります。合計で申し上げますが、補正前の限度額11億5,830万円に2,490万円を追加し、補正後の限度額を11 億8,320万円となるところであります。

22ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みですが、当該年度中起債見込み額補正前の額11億5,830万円に補正額2,490万円を追加し、補正後の額を11億8,320万円とするものであります。当該年度末の現在高見込額につきましては、補正前の額109億3,487万円に補正額2,490万円を追加し、補正後の額を109億5,977万円となるものであります。

以上で、議案第48号の内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第49号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）で、平成22年度国民健康保険税の基礎課税額を把握したことから、本年度分一般被保険者国民健康保険税を試算した結果、保険税の引上げが必要となる試算結果となりましたが、担税負担環境等を総合的に検討した結果、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、本町独自の政策的施策として、税率を据え置き、不足額は一般会計から繰入することといたしました。

また、国保財政基盤強化策に基づく国道支出金の精査を行い、収支の均衡を図ったところであります。

なお、本案につきましては、6月8日開催の標茶町国民健康運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

平成22年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,786万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

9ページをお開き願います。

(以下、補正予算書説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第49号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第48号・議案第49号は、直ちに、議長を除く15名で構成する「議案第48号・議案第49号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第48号・議案第49号は、議長を除く15名で構成する「議案第48号・議案第49号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 3時13分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 13番 川村多美男

署名議員 14番 小林浩

署名議員 15番 平川昌昭

平成22年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成22年6月16日（水曜日） 午後 2時20分開会

- 第 1 議案第48号 平成22年度標茶町一般会計補正予算
議案第49号 平成22年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
(議案第48号・議案第49号審査特別委員会報告)
- 第 2 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議員提案第1号 標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 4 議員提案第2号 標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議員提案第3号 標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 意見書案第4号 北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書
意見書案第5号 ワクチン接種に関する意見書
- 第 7 閉会中継続調査の申出について（総務委員会）
閉会中継続調査の申出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申出について（産業建設委員会）
閉会中継続調査の申出について（議会運営委員会）
- 第 8 議員派遣について

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	池田裕二君
副町	長	及川直彦君
総務課	長	玉手美男君
企画財政課	長	森山豊君
税務課	長	高橋則義君
管理課	長	今敏明君
住民課	長	妹尾昌之君
農林課	長	牛崎康人君
建設課	長	井上栄君
水道課	長	妹尾茂樹君
育成牧場	長	表武之君
病院事務	長	蛭田和雄君
やすらぎ園	長	山澤正宏君
教育	長	吉原平君
教育管理課	長	島田哲男君
社会教育課	長	中居茂君
農委事務局	長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	佐藤吉彦君
議事係	長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午後 2時20分開会)

◎議案第48号ないし議案第49号

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。議案第48号・議案第49号を議題といたします。
お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第48号・議案第49号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと、認めます。
よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。
これより、本案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。
本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第48号・議案49号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎議案第50号

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。議案第50号を議題といたします。
本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第50号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容につきまして資料と合わせてご説明申し上げます。

議案第50号。工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1. 契約の目的は、標茶ルルランデジタルテレビ中継局整備事業です。

資料にまいります。工事概要は、地上デジタルテレビ放送用中継局設置工事。内容につきましては、アンテナ設備、電源設備、関連設備となっております。工事場所、ルルラン54番2。契約金額、5,092万5,000円。契約の方法は指名競争入札です。入札執行日、平成22年6月16日。

指名業者の状況ですが、株式会社エヌエイチケイアイテック北海道支社、株式会社三新、2社で入札を行った結果、1回で落札いたしました。契約の相手方予定施工業者名は、株式会社エヌエイチケイアイテック北海道支社、札幌市白石区東札幌6条4丁目1番11号、株式会社エヌエイチケイアイテック北海道支社支社長村住規夫。

竣工予定日は平成22年11月30日。新規・継続の別は新規。

備考といたしまして、予定価格5,240万5,500円で、事前公表でございます。

以上で、議案第50号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号は原案可決されました。

◎議員提案第1号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。議員提案第1号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君）（登壇） 議員提案第1号、標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案趣旨並びに内容を説明いたします。

本案は、一般質問の一問一答制について、議会議論をわかりやすく、また、議論を深めるために、平成20年第4回定例会から試行を行なっていました。

このたび、一定の整理が整い、時間制限、回数制限を設けることなく、一問一答制を実施するための所要の改正を行なうものであります。

以下、内容について説明をいたします。

議員提案第1号。標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

標茶町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

標茶町議会会議規則の一部を改正する規則。

標茶町議会会議規則（昭和63年標茶町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第60条を削り、第59条を第60条とし、第53条から第58条までを1条ずつ繰下げ、第52条の次に次の1条を加える。

（質問の回数）

第53条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について、3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行する。

以上で、議員提案第1号、標茶町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は、原案可決されました。

◎議員提案第2号

○議長(鈴木裕美君) 日程第4。議員提案第2号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

10番・館田君。

○10番(館田賢治君)(登壇) 私は、今回議員提案で議員定数削減を13名で提出をさせていただきました。なぜかという、去る先般、5月の28日臨時会において、田村さんほか皆さんから条例改正の直接請求をいただきまして、おしくも9対6、9対6がおしいのか差をつけられたのかわかりませんが、9対6という結果になりました。その後、町民との間で非常にさらに議会と町民との間が遠くなった。非常にこれは信頼回復をどうやってしたらいいのだろうか。これは、私も年配のひとりとして、やはり議会と町民はそばについてつながっていきやだめだと。どうあろうと1,200名からの署名を受けて、この人たちの気持ちをどこで救ったらいいのかなど。14名というのは、いわゆる田村さんほか皆さんは、14名ではいけないから12名に下さいということであります。その12名を結果はどうあれ否決をしたわけでありますから、議員の数も否決をし、そして削減をするということも否決をされたわけであります。そこで、このままでは住民との間は本当にだめになってしまうと。議会は片肺飛行のようなもんだと。これをなんとか議会が一本化にする方法というものはないのかというふうに考えておりました。そこに、そうすると数字的には、やはり13という数字しか出てこなかったと。この13で議員の皆さんの同意を得るのであれば13人で同意を得ていただいて、そして、住民との間の信頼回復に努めてみたいなど、こういう気持ちで13名を提案をしたわけであります。景気だとかいろんなことは申したいことはありますけども、それは5月の28日に今の標茶の状況もお話しながら私もお話したものですから、今ここでそれは再度お話するつもりはありませんけれども、議員の皆さんのそういった町民との間の強い絆をつくるためにも、賢明なご判断をいただきたいと、こういって提案をしたわけであります。

終わります。

(拍手)(何か言う声あり)

○10番(館田賢治君) 失礼いたしました。

読めばまた眼鏡もいるし、大変なんだ。失礼いたしました。

標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

標茶町議会議員定数条例（平成14年標茶町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「16人」を「13人」に改める。

附則。この条例は、次の標茶町議会議員の一般選挙から施行する。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立少数であります。

よって、議員提案第2号は、原案否決されました。

◎議員提案第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。議員提案第3号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君）（登壇） 議員提案第3号、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案趣旨並びに内容を説明いたします。

平成12年の地方分権一括法の施行以来、地方自治体は、従来にもまして地域の実情に即した政策を形成し、みずからの責任において実施することが求められております。議会の果たすべき役割もますます大きくなってきております。さらに、平成21年10月に出された地方分権改革推進委員会の第3次勧告では、これまで地方自治体の自治事務を縛っているとされている「義務付け・枠付け」の見直しが示され、これまで以上に地方自治体が地域の実情に即した自主的な判断が求められるとともに、同時に議会のチェック機能もこれまで以上に求められております。

自分の住んでいる町の行方は、どこで決めるのか。議会は住民の望む多様な意見が討議され、政治合意が形成される場でもあります。

国が推進した市町村合併推進特例法が平成22年3月を持って期限切れとなり、現政権下では今後は、自治体の自主的判断に委ねることとなりました。

標茶町も合併せず、自主、自立の道を選択し、協働のまちづくりを進めているところですが、依然として厳しさが続く財政状況の中で、少子高齢化の進展、人口減少時代の到来、環境問題等々の課題に直面しており、将来にわたって持続可能な行財政の運営を実現するため、事務事業の簡素・効率化、職員定数の適正化など様々な行財政改革に取り組んでいるところでもあります。

一方、近隣町村の議会においても、厳しい町村財政の状況等を反映し、議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少してきておりますが、議会として存立に議員が何人必要か、人口に応じた適正規模など、明確な理論的根拠はありませんが、単に社会状況や近隣町村との比較といった一般論で定数削減圧力が進むと議会無用論、そして議会制民主主義の否定にもなりかねません。

行政改革や経費削減といった観点のみの議論ではなく、人口や面積・職域などによる町の特性、住民の多様なニーズ、意思を正確に反映させることが大事であります。全住民に相応する数が必要であります。

地方分権社会にふさわしいチェック機関としての機能を発揮しつつ、町民の信頼と負託に十分応え、的確に反映できる議会を念頭に、管内、道内の状況等、科学的見地から総合的に判断し、現行16名の定数から、次期改選期より、標茶町議会議員の定数を2名削減し、14名にする提案をするものであります。

以下、内容について説明をいたします。

議員提案第3号。標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

標茶町議会議員定数条例（平成14年標茶町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「16人」を「14人」に改める。

附則。この条例は、次の標茶町議会議員の一般選挙から施行する。

以上で、議員提案第3号、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

多くの議員諸氏の賛同をお願いをいたします。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 1件お聞きをしたいわけではありますが、今の定数にあたり、いわ

ゆる14人の提案でございますけれども、これの根拠をまずひとつお聞きをしたいなと思います。それから、今の提案趣旨の説明を聞いてますと、人口は減っていることを認める。標茶町の状態の悪いのも分かる。行政改革は内部、そちらの池田町長のほうでやっておられる。そういう観点の中で、今までに議員削減を何年かに分けてやってきましたけれども、果たして、その声を、減ってきて、やーこれはまずいと、やはり減したことが非常にまずいんだよという結果があれば、その事例も合わせて説明を願いたいと思っています。

聞きたいことを全部いっぺんに言わなきゃならなかったのですか。

○議長（鈴木裕美君）　そうです。

○10番（館田賢治君）　それと、議会のチェック機能についてお聞きをいたしますが、議会のチェック機能のいわゆるどこをどのようなことが、ひとつのかたちがあって、ここまでチェックすれば、これはチェック機能が働いているんだよと、こういうものがないわけでありますから、そのチェック機能を働かせるというのは、今のうちの現状の議会の中で、どこまでチェック機能を働かせるのか、それも合わせてお聞きをしたいなと思います。

まだ、何かあったんだけどこんなところで、忘れちゃったな。

○議長（鈴木裕美君）　8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君）　三点ほどのご質問かと思っておりますけれども、14名の根拠ですね、今、これの趣旨説明で申し上げましたけれども、明確な定数に関する根拠は、今度法律は撤廃されるわけですが、法律の上でも上限が何名ということで決められるだけで、明確な根拠はございません。ただ、委員会とかそういうものでは、最低6名が議論の最低の人数だということが言われておりますけれども、私は、そういう定義のない中で、今趣旨説明でも申し上げたように、やはりそれぞれ町の人口やそういうものが同じであっても、その産業の形態とか、職域などによる町の特性というものが、非常に重要な要素になってくるんでないかなと。例えば、病院経営をしているとか、あるいは学校の数が他町村と比べてどうなのかだとか、あるいは、特に標茶は広大でそこに点在する一次産業の町でありますから、そういったことも十分考慮しなきゃならないじゃないかなというふうに考えて、一方では、情報通信が発達している、あるいは車社会の中で、昔のような各地域に議員がいなくて情報が集まらないという時代ではないのは確かでありますけれども、一方で高齢社会というような中で、お年寄りの方が自分でなかなか行政対応なり、いろいろなことを対応するには、逆にいうと問題が生じてきているのは高齢社会でもありますから、そういったことに対しても、行政とタイアップしながら議員も町づくりの一環として、あるいはそういう弱者に手を差し伸べるといったような観点からも、ある程度考慮しなければならないということ。まだありますけど、大体そのようなことを考慮しながら14名と、それと16名から12名という急激な4名の議員定数が、果たして今まで16名になれ親しんできた町民にとって、やはり戸惑いを感じる面が多々出てくるんじゃないかと思っております。やはり急激な変化は、これは議員定数によらず社会の急激な変化というのは、誰も望んでいないわけでありますから、やはりそういうものは緩やかなかたちのなかで、徐々に浸透しながら、

その減った分のリスクをきちっと手当しながら、議員定数を減らしていくということが重要なことではないかというふうに考えております。

それから、チェック機能の関係につきましては、当然これは、議会は住民意思の代表機関でありますから、十分に住民の意思が議会に反映されて、そこでいろんなことが町民のために決められているのかということ。あるいは、予算等々に係わる問題できちっと今情報公開等でわからない点はありませんけれども、きちっとしたチェックがされているのかというようなことも重要な問題でありますし、あるいは町長の、例えば町制に対する基本的な考え方に対して、議会側からやはりいろいろな意見を申しながら、ともに町づくりの両輪として議会の機能を果たしていくということは、私は大事でないかとそんなふうに思っております。

(何か言う声あり)

○8番(小野寺典男君) 私が平成7年に議員になってから、その時は20名でしたので18名・16名と2回の削減を経験しております。やはり、そんな中でこれは地域から代表が出る議員ではありません。町内のまちを代表して出ているわけですが、どうしてもこういう標茶のような広大な地域、そしてその地域に点在する集落において、いろいろなコミュニティが図られるということになりますと、どうしてもそここのところに議員がいないと、今までの観点では、なかなかその地域づくりのことがうまくいかないと。例えば、今、久著呂、オソバツから上沼幌まで、西側のほうが議員がおられませんけれども、それで結構私は不自由しているというお話も聞きますし、議員がそういう利権的とか別にそういうことではありませんけれども、やはり地域の御用聞きみたいなものが、どうしても田舎の町では必要な、悪い意味ではありませんで、本当に純粋な気持ちでそういうことは必要だというふうに感じておりますし、町の中からも2名減らしたためにこういうことが起きている、こういう問題が起きていると、町の中で私あまり町の方との交流がそんなにございませんので分かりませんが、ただ、これが4名ということになるとやはり相当な問題が出てくるんじゃないかなというふうには思っております。現実には4名削減したことはうちの議会ではありません。ただ、他町村ではそういう事例も聞いておりますけれども、先ほど申し上げましたように、議会の持っている本来の機能をきちっと果たしていくということを考えると、果たして削減だけが美学なのかなと。やはり、現実的なものも踏まえながら、きちっと議員としての職責を果たしていかなければならないというふうに思っております。

○議長(鈴木裕美君) 10番・館田君。

○10番(館田賢治君) これ3回までかい。

(何か言う声あり)

○10番(館田賢治君) 今のお話をお聞きしますと、どうも目の位置が議会の立場で物を言っている。いわゆる4人減らせばこうだとかああだとか、それから上沼幌また久著呂のほうにかけて、私は特に不便だということは聞いておりません。私も結構歩いているほうです。ただ、なぜそういう声が小さくなっているかということは、地域の振興会、それ

から町内会それぞれの機能が昔と違って十二分に今発揮されつつあるのです。やっているんです。砂利入れる、道路が悪い、そういうのは何も我々がいちいち言わなくて、地域の人がたが町に電話を入れていただければ、うちの町は飛んで担当者が行って、手を加えたりいろんなことをしております。ですから、今議員がやらなければならないことは、提案者が説明したように、チェック機能をどのように働かしていくのか。今までのチェック機能がチェック機能なのかどうかもひっくるめて、こうしていくんだというかたちが出ない中で、話だけでチェック機能がどうだとかというのであれば、まったく発展性がないわけでありますから、そういうことも踏まえて、いわゆる議員定数のことについては、主権はどこにあるんだ。主権は議員ではないはず。主権は町民にあるわけですから、あくまでも目は、町民の目に沿って議会を見ていただきたいのであります。その辺はどうも目線が町民の目線になってないと、そのように感じたわけであります。

それと、議員の数は、議会をやると思えば3人では無理ですよ。議長を出したら1対1になって、物別れになると議長の権限が大きくなって、これは無理だけど、4人から議会は始まります。4人から。何人がこの町に妥当かとか妥当でないかというのは、それは我々の考え方もいろいろあります。だけれども、やはり何かをするということになると、隣接する町村だとか、それからまた、先頭を切ってやる町村だとかいろいろありますけれども、やはりそういう周辺にも合わせた、そして、今後町民が私をひっくるめて質はあまり良くないわけですが、質の高い議員を要求をしていると、少数精鋭でやりなさいと。だから私は今、提案者が説明したような意見では納得がどうしてもいかないんですよ。どうも目先が、自分たちの目先の中で議員の立場で物を言っている。その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） この議論は、反対者と賛成者というか提案者ですから、これから何かを一致させようという議論ではありませんから、どこまでいっても平行線がかみ合わないというような、まず、そういうことだろうなと思いますけれども、当然、町民が主権、主権は町民であります。それで、縷々ご質問で聞きたいところの部分というのは、あまりなかったのではないかなというふうに思いますけれども、いずれにしても私は提案の趣旨に述べましたように、これ以上のものはございませんので、その中でご理解をいただいて、賛成なり反対をしていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「議長」と言う声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論がありますので、最初に、本案に反対者の発言を許します。

討論ございませんか。

反対がありませんので、次に、本案に賛成者の発言を許します。

討論ございませんか。

7番・林君。

○7番（林 博君）（登壇） ただ今提案されました、標茶町議会議員定数を16名から14名にする条例案について、私の意見を述べたいと思います。

私は、平成19年5月から標茶町議会に参加させていただくことができ、早3年がたちました。

当初、何とかやれるだろうと、正直少し甘い考えでいたかもしれません。しかし、いざやってみると、責任の重さや内容の多さにとまどってしまうほどです。

議員の役割は、私は今さら話すまでもありませんが、町全体の財政を初め、福祉や医療、教育、産業、商工、観光等、幅広い分野にわたって、それをこなしてこられた、先輩議員の皆様には、敬意を表したいと思います。

5月28日に開催された、臨時議会に提案されました、議員定数改正の条例案で、反対討論されました議員の多くから、急激な削減への不安や、今後の議会、議員の役割などについて述べられていました。

私は、議員になるまでは定数について、削減は当たり前のことのように考えていました。

しかし、議員の職務や職責の重さをはじめ、町のこれから、すなわち町民の今後の生活を決めていく上で、少人数で決定してしまうことには、私としては不安と危険性があるのではないかと考えます。

人数が少なくなればそれだけ意見や発想も減り、議論が減ってしまうことは間違いありません。そのことが本当に町民のためになるとは思えません。

町民の声を多く反映させ、多くの議論をして、住みよい町をともに作りあげていくには町民の代表である議員は、職種や年代、そして男女を問わず幅広くになっていただくほうが良く、財政が許されるなら、なるべくなら減らさないほうが良いと、私は考えます。

しかしながら、近年の社会情勢や、本町の財政状況を考えたとき、若干の削減はやむを得ないと考え、今回の提案には賛成いたします。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、討論ございませんか。

9番・末柄君。

○9番（末柄 薫君）（登壇） 標茶町議会議員の定数を14人に改正する条例案が提案されましたが、これに賛成する討論を述べさせていただきます。

昨年12月には、議会運営委員会として計8回の協議と「議員定数等に関する意見を聞く会」を開催、調査の結果、議員定数16名から14名とする報告がなされてから、早6カ月がたっております。

標茶町には、財政規模の大きさ、産婦人科のある自治体病院、総面積2,200ヘクタール

を有する育成牧場、総延長700キロメートル以上に及ぶ町道、また、小学校9校、中学校7校、この学校数の多さ、また、農地と山林の面積の広大さなどなど、他の自治体と違った条件がたくさんあります。それだけに、議会、議員に果たされる多くのものが求められているわけであります。

今議会では、議会改革が検討されておりますが、住民の皆さんとより多く話し合う機会をつくり、住民参加の、より開かれた議会づくりを進め、また、議員の資質の向上、議会議論の向上が図られれば、また一步進んだ議員定数の議論もあるかとの僕の思いもあります。

また、地方自治法の改正も予想され、依然として先の見えない時代が続くことを考えれば、急激な変化は避けるべきであり、慎重に考えなければなりません。

住民の代表である議員が、何人で議会を構成していくかは、住民の声を聞き、最善の意思決定をしながら、行政のチェック機能を果たしていくための基本事項であります。

しかし、議員が何人必要なのか、議員は何人が適当なのか、明確な理論的根拠がなく、難しい問題であります。これまでに標茶町議会は、議員、議会みずから判断によって、二人ずつの定数削減をしてきております。議員一人当たりの人口も500人前後と、町の人口の減少に合わせて統一され、実施されてきております。

(何か言う声あり)

○9番(末柄 薫君) このたび提案の14人の定数では、議員一人当たりの人口は、現時点では600人を超えておりますが、将来の人口減を予想したとき、これはいたしかたないものかと考えます。

そこで、以上のことから、私は、議員定数を現16人から2人減の14人に削減することが妥当と考え、条例の改正案に賛成をいたします。

以上で、終わります。

○議長(鈴木裕美君) ほかに、討論ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番(伊藤淳一君)(登壇) 議員定数を16名から14名とする、提案されました条例改正案に賛成の立場で討論いたします。

先の臨時会で住民請求による「議員定数を12名とする条例改正案」を審議し、私は議員定数16名から4名を減じることに反対したひとりです。

その時の繰り返しになりますが、議員定数の削減はやむなし、しかしその減じる数は2名ぐらいにとどめるべきと述べました。

削減せざる得ないことは、一般的な言い方になりますが、昨今の社会情勢から考え、住民の意思と、議会の意思、住民の考えと議会の考えが乖離しないように、そのずれの幅を少なくしなければなりません。その点から少ない数の削減はやむを得ないと考えるからです。

また、今回提案の2名削減案は、私の考える最小、もっとも少ない数であることで賛成

するものです。議員、住民の中には現状の16名を維持すべきという考えの方もいらっしゃいます。一方、前回の住民請求のように12名ないしは10名でもいいという考えの方もいます。そのような中であって、私は議会の役割であります、行政執行者のチェック機能いわゆる監視機能、町づくり推進の提案や提言をしていく施策策定機能、また、町民の声を聞くという意味での住民代表機能、それらを果たすためには、議員の幅広い人材の確保が必要であります。先ほどの議員の言葉の中にありましたが、女性や若い人、職種の違う人などが議員として出やすいように、入り口を狭めず、少しでも広げておき、議員の幅広い人材確保ができるように努めなければなりません。そのような点から2名削減が賢明な選択であるというふうに考えます。

また、委員会構成を考えた場合、現行は3委員会、議長を除き、各委員会5名ずつで運営しています。今後、議員定数が14名となれば、おそらく2委員会となることというふうに予想いたします。そうなれば1委員会7名・6名という構成人数になるわけです。少数精鋭というときには都合の良いように使われますが、決してそうでないということもあります。現行の5人の委員会活動よりも、かつて私が経験した議員定数が20名のときの1委員会は7名・6名・6名、また定数18名の時は1委員会6名・6名、そして1委員会だけが5名でしたが、1委員会6名以上のときの方がそれぞれの意見が交され活発だったというふうに思い起こすところであります。

そのような点からも、議員定数は現行より2名減の14名が適当と考え、ここに賛成討論をいたしました。

議員各位の賢明なる判断のもと、賛同していただくことをお願いし、賛成討論といたします。

(何か言う声あり)

○議長（鈴木裕美君） ほかに、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立) (何か言う声あり)

○議長（鈴木裕美君） 起立多数であります。

不規則発言、やめてください。

よって、議員提案第3号は、原案可決されました。

(何か言う声あり)

◎意見書案第4号ないし意見書案第5号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。意見書案第4号、意見書案第5号を議題といたします。お諮りいたします。

議題となりました意見書案2案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案2案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案2案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案2案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第4号、意見書案第5号を一括採決いたします。

意見書案2案を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号、意見書案第5号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(鈴木裕美君) 日程第7。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成22年7月1日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することに、いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第117条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成22年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 3時13分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員番13番 川村多美男

署名議員番14番 小林 浩

署名議員番15番 平川昌昭